

第五十一回国会 参議院 大蔵委員会 会議録第十四号

昭和四十一年三月二十八日(月曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

大谷 賢雄君
林屋亀次郎君

補欠選任

塩見 俊二君
任田 新治君

出席者は左のとおり。

委員長

徳永 正利君

理事

青柳 秀夫君
藤田 正明君
成瀬 幡治君
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
栗原 祐幸君
木暮武太夫君
西郷吉之助君
塩見 俊二君
任田 新治君
西田 信一君
日高 広為君
木村福八郎君
田中寿美子君
野溝 勝君
須藤 五郎君
小林 章君

國務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

大蔵政務次官

竹中 恒夫君

大蔵大臣官房財
務調査官 川村博太郎君

大蔵省主計局長 谷村 裕君
大蔵省主税局長 塩崎 潤君

事務局側

常任委員会専門
員 坂入長太郎君

参考人

横濱国立大学教
授 井手 文雄君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(徳永正利君) それでは、ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

本日は、まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の以上三案を議題とし、参考人より御意見を聴取いたしますことになっております。

御出席をいたしております参考人の方は、横濱国立大学教授井手文雄君でございます。

この際、参考人の方に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御存じのとおり、ただいま議題となっております三案は非

常に重要な法案でございますので、ここに本問題に深い学識を有せられます井手先生に参考人としての御出席をお願いいたして、三案についての御意見を拝聴いたしまして、本案の審査に資する所存でございますので、参考人におかれましては、本案に対しまして、この際、忌憚のない御意見を述べくださいますようお願いいたします。

なお、議事の進め方でございますが、初めに、二十分程度、井手先生より御意見の御開陳をお願いいたしまして、終わりました後に、委員各位の質疑に移りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、井手参考人をお願いいたします。

○参考人(井手文雄君) ただいま御紹介にあずかりました井手でございます。本日は、この委員会におきまして、税制改正問題につきまして私の意見を申し述べる機会を与えられましたことにつきまして、心からお礼を申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 井手先生、おすわりいただきまして、少し大きな声でお願いいたしたいと存じます。

○参考人(井手文雄君) ちょっとと身辺、公私、もっぱら公でございますけれども、差しつかえがございましたので、あまりまとまったことは申し上げられませんが、思いついた点を若干申し上げたいと存じます。先ほど入学試験の採点云々と申されましたけれども、午前中は時間を取ってありますので、もし御質問がございましたら、その点御遠慮なく十分にお願いたしたいと思っております。

今度三千億の大幅減税が行なわれることになっておるわけでございますが、まあ三千億と申しまして、初年度は二億ちよつとでございます。これは大体まあ一億の開きでございます。これはいつも四月からの改正でございますから、平年度に対

しまして初年度の減税額は少ないことにこれは技術上なっておるわけでございますが、これはちよつと私考えるのですけれども、今度の減税、いろいろ目的がございますけれども、この低圧経済下において、何とか景気を立て直そうということから、減税において需要効果をねらったと、それが一つの減税の目的じゃなかったかと思うのです。そうしますと、そういう効果はできるだけ早く実現したほうがいいんじゃないかと思うわけです。ちよつと公共事業費を繰り上げて、できるだけ早く支出するように御努力をくださっておられますように、この減税も、せっかく大幅な減税をしてくださるのだったら、そういう刺激効果が即刻出るということが必要なわけですから。そうしますと、いつものように平年度は三千億減税、まあしかし初年度は一千億少ない二千億だということは、いかにも慣行に従ったやり方で、もう少しそういう刺激効果ということを真剣に考えられたならば、初年度から三千億減税ということが好ましいんじゃないかというふうな気もいたします。そうすれば、一月にさかのぼって減税ということになりますけれども、技術上あるいは多少困難がある、繁雑かも知れませんが、けれども、最初から平年度と同じ三千億減税というふうなことがとられなかったものだろうかというふうな気がいたします。それがまず考えられたわけでありまして。

それから次に、だんだん公債が発行されまして、財政政策の転換というふうなことがいわれてきておるわけでございますが、それはつまり、いわゆるそのフィスカルポリシーをやっていくんだと、こういうことだろうと思うのでございますが、このフィスカルポリシー自体については私は別に反対ではなくて、やはり有効需要政策というものを財政を通じて行なうということも、時と場

合によつては必要であり、また特に現在以降のわが国においてはある程度そういうことも必要であるという事は、私も認めるわけでございませう。

ただ、フィスカルポリシーと申しますと、これを租税の面からいいますと、大体フィスカルポリシーというのは有効需要政策でありまして、好況期においては黒字予算、不況期においては赤字予算、場合によつては均衡予算というように、予算のバランスを操作しまして、同時に、予算の規模も拡大したり圧縮したりするという操作を行ないまして、そうして国全体の有効需要を調整をしていくということで景気を調整するという事であります。これを租税政策として見ますと、不況期低圧経済の場合は有効需要を造出しなければならぬということで、一方においては財政支出をふやす、一方においては減税をするということになる。そうして公債を発行して、その収入を支出のギャップを埋めていくという事で、これはまさに四十一年度の予算がそうでありまして、この場合に、それから今度は好況期になってインフレになっていくという事で、この段階においては逆に減税の場合に増税をする、それから支出のほうは圧縮していくという事で、均衡予算を回復するか黒字予算にする、こういうことになる。これらは典型的なフィスカルポリシーだろと思ひますが、そうすると、フィスカルポリシーというのは、あるときには減税をする、あるときには増税をする、こういうことになるわけですから、四十一年度はまさにその減税をしていくという段階であります。そうしてこの場合は、有効需要をふやさなければならぬわけですから、減税においても有効需要ができるだけふえるような形で減税が望ましい、こういうことになります。

そうしますと、たとえば所得税におきましては、限界消費性向の高い低所得層の減税に重点を置くということがちよとフィスカルポリシーの観点からも望ましい。この場合には、負担の公平化ということと景気政策というふうな経済政策の目的とがちよとどうも合致することになるわけでありませう。ところが、今度は増税をして景気を押えていく、黒字予算あるいは均衡予算に変えていくという段階になっていきます。そうすると、その増税というのと同じく今度は限界消費性向の高い階層、つまり中小所得層の増税のほうに効果があるわけですから、つまり、消費需要を押える効果があるわけですから、この場合には負担の公平というところとフィスカルポリシーの目的とは相反する、こういうことになりませう。

それで、もし今後フィスカルポリシーを効果的にやっていくところに、そういう方向に税制政策が向かっていくということであると思ひます。と、税負担の問題がそこに出てくるのじゃないかと思うのです。税の重さあるいは配分でございます。つまり、いまは減税の段階で有効需要を造出していくという事でありますが、やがて増税という事は当然フィスカルポリシーならば考えられる。ですから、増税をするときに税負担が過重になるといふことは、これは問題です。ですから、この減税をする段階においては思ひ切つてその中小所得層を中心とした減税をやつておく。そして今度は増税をしなればならぬという段階になれば、いま言ひましたように、どうしてもこの需要を押えるという面から中小所得層の増税になりがちでありますから、たとえそうなつても、はなはだしいその負担の過重にならぬようにしなればならぬ。そのためには減税すべきときには思ひ切つてそういう中小所得層の減税をしておくということが必要じゃないか。ちよとその有効需要を造出しなればならぬ、中小所得層の減税がフィスカルポリシーの面からいつても望ましいというときに、そういう中小所得層の減税をなまはにかにしておきます。と、今度は増税しなればならぬ、そうして景気を押えなければならぬというときになって、今度はそういう階層が非常に重い負担をこうむるという事になってくる。特にだんだんと予算の規模は傾向としてはふえていきますし、それから公債

もことしのみならずあと数年間は七千億あるいは八千億というあれが続いて、それからそれがなくなつていつて今度は景気を押えていくという段階になるように、福田蔵相の御構想もそうだと思うのですけれども、相当の公債の累積、公債費というものはふえていく、ですから、どうしても税負担は重くなつていく傾向にある。そこへもつてきて、このフィスカルポリシーだということになるという、需要造出——需要を抑えるという効果を持つた造出ということになって、中小所得層の増税というものは非常にそのときになって相当多くなる。ですから、その予防のために、それを調整するためにも、現時点においては中小所得層の大幅な減税ということが、フィスカルポリシーの点からいつても、負担の公平という点からいつても、望ましいのじゃないか。

もしこういう観点から見れば、本年、四十一年度の減税の構想はもう少し所得税減税にウェイトを置いてよかつたのじゃないか、こういうふうな気がいたすわけでございます。つまり、フィスカルポリシーはいいのだけれども、適正に行なわれればいいのですが、その名においてだんだんとこの中小所得層に対する税負担が重くなつていくという可能性はあるわけですから、そのところが見失われぬようにしていかなければならぬ。そのためにはいま言ひましたように、この段階においては思ひ切つて中小所得層の減税をやつておくというふうなことが望ましいのじゃないか、こういうふうな気がいたしたわけでございます。

それから、これと関連もありますが、所得税の課税最低限度額の問題。これは非常にむづかしい問題で、どこまでが妥当かという事は非常にむづかしい問題であります。相当統計的な資料も必要とするわけでありまして、私が抽象的にこの辺がいいとかこの辺までしなればならぬという事は、いま確信を持つては実をいうと言えないわけでございます。これは給与所得者で標準世帯では五十七万円くらいから六十三万円台に、こ

れは平年度でございますけれども、今度上がるわけでございますが、これが十分か不十分かということとは当然問題にしなければならぬ。感じとしては不十分だという感じがするわけでございますが、ここでこの課税最低限度額につきまして、ちよと別な角度から考えてみたいと思ひます。

いま申しました今度上がつて平年度六十三万円台というのは、給与所得者の標準世帯について言つていられるわけでございます。配偶者一人、それから扶養家族が三人という、本人合せて五人世帯でございますが、この給与所得者の課税最低限度額が六十三万円台——六十三万一千六百三十四円ということに、平年度であります。なるという事が、低過ぎるか妥当かということが問題になるわけでありませう。それが一つあるのですけれども、それと同時に、標準世帯の給与所得者の課税最低限度額が六十三万円台になるという事がおかしいのじゃないか、なるという計算がおかしいのじゃないかということを、ここでひとつ……これは私の間違ひかも知れませうから、ひとつ御批判をいただきたいと思ひます。

大体、この課税最低限度額の計算はどうですかという、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、それから社会保険料控除とか——給与所得者については社会保険料控除、それと給与所得控除を足すわけですから、事業所得者につきましては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、それから給与所得控除は当然ないわけでありまして、社会保険料控除のかわりにその他の健康保険料控除とか、そういうふうなものを加えるわけでございます。ところで、給与所得控除——六十三万円台といふ言ひましたように、給与所得控除を含めておるわけですから、給与所得控除は今度少し上つた上りまして、収入八十四万円では十八万円でございますか、そこまで引き上げられることになっておるわけで、八十四万円をこえますという、あとはもう十八万円で打ち切りということに今度なるのじゃないかと思ひます。従来は、現在は十五万円打ち切

りでありますから、八十四万円をこえますと三万円ふえるということになります。この課税最低限度額が六十三万円ちょっとでございまして、これと、この六十三万一千六百三十四円について考えてみますと、給与所得控除は十四万九千六百三十三円ですから、大体十五万円程度になるわけです。これが入ってちょうど六十三万一千六百三十四円ということになるわけで、課税最低限度額がそうでありますから、この程度の所得者はゼロになって税金がかからぬということになるわけですが、この十五万円くらいの給与所得控除が実は入っている。

この給与所得控除というのは一体どういうことかといえますと、これは大体必要経費の概算的控除という考え方が強いわけです。必要経費の概算的控除であれば、給与収入から給与所得控除を引いた残りが給与所得ということになるわけです。そこで初めてその給与所得になるわけですから、その所得から、そうして計算された、つまり収入から必要経費を引いて所得が算出され、その所得からいろいろの所得控除を引いて課税所得が出てくるという段取りのほずです。そうすれば、事業所得においては当然事業収入から必要経費を引いて事業所得が出る。その事業所得について課税最低限度額を計算する場合においては必要経費は入れません。ところが、給与所得については給与所得控除を計算して、六十三万円になるぞという場合にはちゃんと給与所得控除額が入っている。これは二重に引いておるのじゃないか。つまり、必要経費であるならば、給与所得算出項目の中に給与所得控除額を入れてはいけない。もしもいまのように六十三万円というものの十五万円くらいの給与所得控除額が入っているとすれば、給与所得については必要経費は全く認められていないシステムであると、こういふふうに考えなければならぬのじゃないかと思うわけでありす。もしも、必要経費を全然認めないといふことになれば、これは非常に大きな問題。必要経費は給与所得についてもある程度認めなければならぬということでは、概算的控除としての給与所得控除というものが設けられておるということが無視されることになる。もしもそれを通すならば、課税最低限度額を六十三万円というのはおかしいわけで、もっとそれよりも相当低くなつておると。だから、六十三万円で食っているかどうかという問題の前に、大体六十三万円になったというところがおかしいんじゃないか。そう考えますと、給与所得控除を算入しないで六十三万円ぐらいいにせめてしなければならぬ、あるいは七十万円ぐらいいにしなければならぬ、こういうような気がするわけでございますけれども、その点について、これは私のあるいは思い違いかもしれないので、お教えを願いたいと思います。

○委員長(徳永正利君) けっこうでございます。○参考人(井手文雄君) シヤウブ勧告では、給与所得控除について、御承知と思ひますけれども、給与とちよつと復習しますと、独特の考え方を持っているわけですね。つまり、給与所得控除というものを勤労所得控除というふうにかへるといふと、おかしいといふのです。不公平だといふのです。つまり、勤労所得控除が給与所得者にだけ当てはめられておるといふのは非常に不公平だといふのです。あのときは、シヤウブ使節団がやってきたときは、二五%の給与所得控除でありました。それは高過ぎると。

つまり、そこでは、勤労所得控除というものはどういふものであるかといふことを考えると、これはシヤウブ勧告の意見では、一つは、勤労年限の消耗に対する償却の意味、つまり機械などが減耗していくための減価償却引き当て金といふものが認められておりますように、勤労者もだんだんと労働力の資本還元価値が減耗していくんだから、機械と同じように減価償却といふものが認められてしかるべきだと、勤労控除にはそういう意味が一つ考えられる。それからもう一つは、余暇を犠牲にして努力するとかあるいは労働をするという、そういうことに対する表彰的な意味がある。それからもう一つは、つまり必要経費の概算的控除という要素があると。それからもう一つは、特に給与所得者について認められている理由としては、他の所得はほとんど一〇%捕提されないのに、給与所得の捕提率は非常に高いと。だから、実際に税負担が重くなるから、それを調整するといふことで、特別の控除を設ける。大体この四つの意味を考えられるのだけれども、最後の、他の事業所得とかそういうような所得の捕提率が非常に低い、給与所得だけが一〇%に近いといふことで、それを調整するために給与所得控除を設けられているといふことは認められない。それはなるほど脱税あるいは捕提率の低いといふ点において税負担のアンバランスといふことはあるけれども、それは認めるけれども、それは当然徴税の合理化といふようなことによつて是正すべきで、それを前提として税制を設けるといふことは悪循環になるから、そういう意味での給与所得控除は認めない。それから、資本減耗に対する引き当てといふような減価償却の意味、これは勤労所得については当然考えなければならぬ。しかし、給与所得についてだけ考えるといふのはおかしい。勤労所得といふのは給与所得だけが勤労所得じゃない。たとえば非常に小さな商売をやっている事業所得者、その所得についても勤労所得といふ要素は幾らでもある。農業所得についても勤労所得といふ要素は非常に強い。そうすると、勤労所得といふ要素は非常に強いものを持つた勤労所得といふものを給与所得についてだけ認めるといふのは、これはおかしい、不公平である。だから、認めるのであったら、給与所得以外の、サラリーとか賃金以外のほかの事業所得とか農業所得の勤労所得の部分についても認めなければならぬ。給与所得について特別に控除を認めるといふのは、必要経費が控除されないといふことです。だからその点については、給与所得について、特別に他の所得よりも多く控除をするといふことは必要だと。つまり、必要経費の概算的

控除ということなんです。そう考えると、二五%の給与所得控除といふことは多過ぎるので、二五%のうち一五%は、これは減価償却的な意味とか、勤労努力に対する表彰とか、そういう要素があるわけだからして、それはほかの勤労所得にも均てんさせなければいかぬ。だから、いわゆる給与所得だけに對する給与所得控除は一〇%でいい。だから、二五%を一〇%に引き下ろすといふような提案を、シヤウブは勧告したわけです。

これはわれわれサラリーマンから見ると、あまりおもしろくない提案でありますけれども、理屈は通っている。そうすると、あとの一五%は、給与所得にも、ほかの勤労所得の要素についても、認めなければならぬ。ところが、事業所得とか農業所得、商工業所得の中でどれだけ勤労所得があるかといふことが、なかなかつかまえてくれない。だから、その当時の貨幣価値ではかつて、たしか年額二十五万円程度のそういう所得にはすべて勤労所得といつて認めている、農業所得も商工業所得もですね。個人経営でやっている場合のそこら辺の八百屋さん、魚屋さんにつましましても、そういうのは事業所得だといふけれども、二十五万円まではこれはみんな勤労所得だ。だから、勤労控除といふものを事業所得も同じように認めなければならぬといふように考えたのですけれども、それからまた一転して、そういうふうにとすると今度は徴税事務が非常に複雑になるからといふので、結局二五%のうち一五%は基礎控除の引き上げと税率緩和といふことに吸収してしまふ。だから、この基礎控除、その当時の貨幣価値ですけれども、いまから見ると非常に低いわけですから、一萬五千元だった。それを九千円基礎控除を上げて、基礎控除二萬四千元にしよう、それから所得税の税率をある程度緩和しよう、そういうことと一五%をそれは吸収してしまふ。そうすると残るところは、給与所得に對する必要経費の概算的控除といふ意味のものだけだから、給与所得控除は一〇%でいいといふ提案をした。

二十五年年度の改正においては、それはちよつとひどいというので、給与所得控除は一五%とし、五%が国の政府は色をつけまして、それから基礎控除額も、二万四千円を二万五千円にするというふうなことで、二十五年年度の改正が行なわれたわけですが、その点からいうと理屈は確かに通つてはいるのですけれども、給与所得と他の所得との間のバランスからいうと、前よりもちよつと悪くなつております。つまり、ほかの所得もみな均てんしたわけですが、一五%分は、それは給与所得だけに与えられておつた一五%のものを、ほかの所得についても、基礎控除引き上げによつて均てんしていき。だから、高額所得についても均てんしていき。二十五万円以上のすべての人に均てんする。だから、給与所得だけ一五%になりましたけれども、改正前は二五%でありまして、ですから、その点においても非常に従来よりも給与所得と他の所得との間のアンバランスが出てきたのですけれども、しかし、勧告は勧告なりの理屈を通して、そういうことをやうた。

それからずっと今日に給与所得控除は来ているわけでありましてけれども、一体今日、そうしてしま言いましたように、八十四万円の十八万円というように上がつてきている。しかも、それはいろいろ定額控除は四万円にするとかいう、非常に複雑になつてきているわけですが、一体給与所得控除について真剣に検討されたかどうか。その給与所得控除の意味は一体何だろうか。

それで、シャープ勧告では二五%を一〇%に引き下げれば、一五%は基礎控除、税率緩和のほうに吸収されるのだと言つけれども、一体今日においては、そういうような基礎控除や、それから税率というものの関連において、この給与所得控除を真剣に理論的に考へて、今日の十八万円打ち切りというふうな、ああいう低い給与所得控除は認められておるのだろうか、こういう感じがするわけでございます。

租税政策というものは、やはり公平原則と、そ

れからいろいろの経済政策的な原則によつて支配される。私も何もその経済政策的な原則、要求というものを全く否定するということじゃなくて、やはり租税政策においては、ある程度いろいろの経済政策的な要素を導入するというのも必要だと思つてはいるけれども、やはり基本は負担の公正でありますからして、常にその負担の公正ということがはなだしく阻害されない、破壊されない配慮というものはこれは必要であつて、何かにつけて、おりに触れてそういう負担の公平に対する検討を怠つてはならないと、こういうふうな思ふわけでありまして。

そういう観点から見ますというと、わが国の今日の所得税を考へますと、いま言つたような例から考へますと、どうも給与所得と他の所得との間の負担のアンバランスというふうな一番大きな、いつも国民が問題にしているこの問題は、もちろん政府もそういうことは考へられておられますけれども、もっと真剣に考へていただきたい、こういうふうな感じがいたします。つまり、国民の納税者としての感覚からいうと、非常に負担がアンバランスになつてゐる。シャープ勧告は、捕捉率の問題は、これは徴税事務の合理化等によつて解消すべきであると言つておりましたけれども、その後やはり九・六・四制度というように言われておるうちに、捕捉率が非常に違つた。九というけれども、私などは一〇〇%捕捉されておるわけですから、給与所得が九〇%捕捉されておるというところは私はわからぬわけ、あれは一〇〇%捕捉。それから、六〇%というのは事業所得、農業所得が四〇%というのですけれども、もっと差があるんじゃないかというふうな感じがするけれども、これは事実ですからして、それを前提として税制を立てるといふことは、悪循環といふこともわかるのですけれども、それがシャープ以来長い間は正されないといいことになるといふと、ある程度そういうことも考へて負担のアンバランスというものを是正するといふことがなければならぬ。そうするといふと、給与所得控除の中にそ

いうような調整的な要素も非常に経費のほかに加味しなければならぬ。

いろいろ考へてみますと、いまの引き上げられてまして十八万円とまりになりましたけれども、八十四万円以上は幾ら所得がふえても十八万円しか引かれないわけでありまして、これは思ひ切つて給与所得控除は引き上げる必要があるんじゃないかならうか、こういうふうな感じがいたすわけでございます。

それから、この減価償却的な要素はやはり考へなければならぬわけですが、減価償却は、たとえば耐用年数が十年であれば、ちよつと十年でも減価償却積み立て金で新しい機械設備を更新することができるといふわけですが、ちよつとそれと同じように、人間の労働も何年かたてば消耗し尽くしますから、そのときに貯蓄によつてそれ以後の稼働力、生活力をつけていかなければならぬ。そのための留保分がいわば勤務所得における減価償却的な意義だと思ふのです。そうすると、それを認めなければならぬ。いまはたして給与所得控除がそういう減価償却の意味までも含めたほどの額であるかといふことが問題です。その場合に、退職金があるじゃないか、退職金というものがちよつと新しい稼働力を更新することになつて、その退職金によつて、生活をしていくんじゃないかといふことであれば、退職金に対する課税はおかしい。退職金は非課税所得といふふうにしなればならぬのじゃないかならうか、こういうふうな感じがいたします。

まあ、少しこまかいようでありますけれども、やはりこういうふうな国民の感情に密着した不公平感というものがあつて、そこから、せつかく政府が考へられておるような、たとえばいい意味での経済政策、景気政策的な要素を導入するといふことについても、反感が出てくるわけでありまして、その点はやはりあまり無視されないうで、こういう問題もこれは税制調査会で当然根本的にやっていたなければならぬものでありますけれども、要求したいと思ひます。

それから、これはよくいわれております配当所得、利子所得の分離課税がいいか悪いかといふこととでございますが、もちろんこういう制度も確かに必要があつて設けられたもので、資本の蓄積とか資本の形成といふことであり、また確かにこういうふうな制度が、特に利子所得分離課税といふようなものが相当長い間続いているわけでございますが、そういうふうな制度が長く続けば、それが一つの前提となつて経済秩序、生活秩序も打ち立てられていく。いま急にそれを変へるといふと、そういう秩序を乱す、確かにそういう面もあるかも知れません。少し意味が違ひますけれども、カナルでしたかだれでしたか、旧税は良税だ、新税はたとえそれを改良するにしても悪税である、旧税はすべて良税だといふようなことを言つたわけでありまして、そういうふうな考え方もあるかも知れない。

しかし、これも負担の公平という点から申しますと、特に私どものように、すべてを総合課税されて累進課税をされる者から見ますといふと、確かに特定の所得だけが分離されて、低い源泉課税だけで終わるといふことは、これは国民感情としては確かに不公平感といふものがある。こういう不公平感に対して、いろいろ資本蓄積的な効果といふものも、それはある程度あるかも知れませんけれども、あるかないかといふ議論が非常にあるわけでありまして、しかし、そういうことで国民の税制に対する不満感、不信感といふものが出てくると、非常に大きな損失であつて、だから、その損失を償ふほどの特別の経済政策的効果があるかといふことは、やはり考へていただく必要があるのではないかと、こういう感じがいたします。

ですから、利子所得が分離課税されるならば、配当所得も分離課税といふ、課税の平等化の要求が出てくるわけでありまして、それであれば、やはり両方とも総合課税といふことのほうが、総合課税主義の貫徹といふことが、やはりすっきりするのではなからうか、こういう感じがいたします。

この配当所得と利子所得は、いまのは個人所得の段階における受け取り利子所得、受け取り配当所得でありすけれども、今度は企業の側、法人の側からいへば、支払い利子、支払い配当について、やはり注文が出てくるわけでありまして、支払い利子は損金に算入されるけれども、支払い配当は損金不算入だということ、これは不公平だ、だから支払い配当も支払い利子と同じように損金算入を認めて免税せよという要求が出てきて、そうしてそこまではというので、法人所得のうち配当支払いに充てる部分に対する軽減措置というのがとられておりますが、しかし、支払い配当を損金に算入しないという考え方は法人擬制説を前提としているわけでありまして、そうして今日の税制を見ますと、だいたいふんあつちこつち破壊されておられますけれども、基本的には法人擬制説で仕組まれているわけですが、そうすると、もしあくまで支払い配当を損金算入したい、そうして支払い利子と均衡をとりたいということであれば、法人実在説的に税制を立て直すということが必要で、そうしなければ堂々と支払い配当は損金算入できる。

そのかわり、もしそうならば、法人の受け取り配当は益金に算入しなければならぬ。配当控除制度をどうするかというような問題、これを調整しなければならぬ。それから、今度三五%に留保分はなつたわけでありすけれども、そういう一本の比例税率というものでなくて、法人実在説であれば、法人税も負担能力に應ずる課税であるというので、累進税率の適用というふうになるのじゃないか。ただし、小さな同族会社のものは、これは少し違ふわけでありすから、法人擬制説でいったほうが合理的に妥当かもしれませぬ。そういうような中小企業と大企業、今度の改正では資本金一億円を中心として考えておるようでありすけれども、小さなところは、同族会社のものは法人擬制説、それから大きなところは法人実在説ということで税制を立て直すとか、やはりこの点についても基本的な税制

の立て直し、再検討ということが必要ではなからうかと、こういう気がいたします。

租税特別措置でございすけれども、今度企業の体質改善のための特別措置、それから中小企業の体質強化でございすか、そのための特別措置というものを、中小企業の体質強化、それから企業の体質改善——企業の体質改善というのは、資本金一億円以上のもの、それ以下は中小企業として、体質の強化ということで、大企業留保所得に対する税率の引き下げは一般的減税でありすけれども、そのほか大企業政策的な減税であり、特別措置による減税だと考えられるわけでありす。

特別措置については、もういろいろ議論があつて、それが非常に負担関係から見てもアンバランスであるから、しかも税制を複雑ならしめるから、できるだけこれを整理しろという意見が学界のほうでも強いようでありすけれども、基本的方向としては私もそういうふうな思ふわけですが、ただ、今日こういう建物の耐用年数の短縮、資本構成改善の促進、合併の助成、スクラップ化の促進というような目的のための減税でありすけれども、資本構成改善の促進は、資本構成を改善すれば減税をしてやるといふようなことで、これがはたして理論的にすつきりしているかどうか問題でありすけれども、今日の開放体制下において、わが国の企業体質を強化していく、特に中小企業の体質を強化していく、自己資本比率を高めていくことが必要でありますからして、要は漸次改正の方向へ向かつていくわけですが、必要なものは認めるけれども、できるだけ必要なものには整理していくという方向へ行かなければならぬ。

私は、今回のそういう企業体質の改善の促進とか、中小企業の体質強化のための特別措置を必ずしも否定するわけじゃありませんが、特別措置の整理合理化で約三十億、平年度で二十九億減収がふえるということでありすけれども、それと、いま新しく取り上げられて設けられる、あるいは拡大される特別措置の減税額と比べますと、非常に全体として整理合理化はあまりにも少ないというよう

な気がするわけでありす。これは整理合理化、特別措置の調整合理化というところで、平年度二十九億プラスとなつておりまして、合理化を行なわれたような感じでありすけれども、企業減税のところでは、特別措置による減税が非常に多いわけでありすから、全体として差し引き調整合理化はあまり行なわれていないということになるわけでありすから、必要な特別措置はやはり、いま急にやめるとか、そういうことではありませぬけれども、もっと整理すべき特別措置は整理する。役目を果たしたものは、それを既得権化しないで整理していくという姿勢が必要ではなからうかと、こういうふうな存じます。

いろいろございすけれども、時間があれですから、一応私の話を終わります、あと御質問にお答えしたいと思います。

○委員長(徳永正利君) どうもありがとうございます。

○委員長(徳永正利君) この際、委員の異動について報告いたします。

ただいま大谷實雄君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君が選任されました。

○委員長(徳永正利君) 質疑ある方は順次御発言を願います。

○木村謙八郎君 たいへん貴重な公述をしていただきまして、ありがとうございます。特に、給与所得控除につきましては、われわれもこれまで、先生がおっしゃった点を十分掘り下げて考えておらなかつたのです。むしろ逆に、政府のほうでは大体減税の額から逆算して、ああいう六十三万というものを逆にああいうふうに計算していったのじゃないかというふうな勘ぐつておつたのです。が、先生のお話で、非常にわれわれも再検討しなければならぬ有力な根拠を示唆されました、ありがとうございます。

あの中で、先生は四つ、前のシャープ勧告のときの勤労所得控除について、その理由として四つ

あげられました。その後、現実の問題としては、勤労所得は源泉徴収でありますから毎月引かれるわけですね。それで、ほかの申告納税は四期——三期ですか、分納しますので、金利負担の不公平も考えて給与所得控除をやるといふような点もあるわけですね。

この点は非常に貴重な御意見で、われわれも参考にしまして、今後考えてまいりたい。それで、お伺いしたい点は、ほかの委員の御質問もありと思ひますので、簡単に二点だけ伺ひたいのです。

その一つは、公債発行下における減税の問題なんです。公債を発行しながら減税するということが、これはどうもわれわれとして、理屈として割り切れませぬし、実は財政法との関係もあると思ひますが、減税するぐらいの余裕があるなら、公債を発行しなかつたっていい。その分だけは公債発行して、その財源によつて減税をするということとは、これは財政法に違反すると思ひます。それと、しかし、政府は、違反しますから、直接関連させないで、財政法に触れないように、公債を発行するのは公共事業費の財源として公債を発行する。そこに余裕ができるから、その税収の余裕分をもつて減税に充てると、こう説明するわけですね。しかし、実際には私は財政法に違反するのじゃないかと思ひますが、その点もお伺ひしたいのですが、それよりも問題なのは、今後公債発行下において減税していく場合に、従来は自然増収と大体減税の目安にしたわけですが、今後自然増収というものは多く期待できない。しかし、政府は長期減税計画というものを発表しているわけですが、内容は発表しないのですけれども、ただ構想だけは、長期にわたつて減税するというのです。その場合の減税は、何を一体基準として減税をすべきか、国税、地方税の国民所得に対する負担率を目安にすべきかどうか、それから今後の先生の日本の税負担のあり方は一体どのように考えたらよろしいのかということが一点なんです。

もう一つは、物価問題との関係なんですけれども

も、これまでに質問して明らかになったのですが、二つ問題があるようなんです。一つはいわゆる物価調整の問題、税制調査会でも非常に問題になりまして、昭和三十八年の中山さんが会長のときに答申されましたが、物価調整、名目的な所得がふえるために累進課税がかかって増税になるから、それは実質減税じゃないから、物価調整として考えなければならぬ、ほんとうの減税の場合はそれを引いて考えなければならぬという問題、その物価調整が問題で、政府は戦後最大の額の減税をしたと言いますけれども、そういう物価調整を考慮に入れてみまうとそんなに大きな減税ではないということも問題になるわけです。

それからもう一つは、そういう物価調整と離れまして、政府が公共料金とか米価を次々引き上げていくわけですね。そうすると、国民の負担増加分を計算してみますと、われわれが要求して政府が出してきた資料によりまして、大体三千五百億くらいになるのです。たとえば米価、鉄道運賃、あるいは私鉄運賃とかですね、あるいは社会保険料の引き上げとか等を計算しますと、三千五百億以上になるんです。そうしますと、減税とはいまいますけれども、そういう公課公租のものの負担ですか、健康保険料とか鉄道運賃とか私鉄運賃、これも独占的な料金引き上げですからね、実質的には一種の税金のようなものじゃないかと思うわけです。間接税の場合は、酒の税金が重くなったら二合晩酌をやっていたのを一合に減らせますけれども、国鉄運賃が上った場合に、半分乗って半分歩くというわけにまいりませんしね。ですから、間接税以上にきびしい増税、実質的にはそう考えられる。片一方で名目的には所得税を減税して、他方でそれ以上のものを実質的にいまいお話ししたような内容で増税しているというところになりますと、差し引きすると増税みたいになって、家計から見ると減税の意味がなくなっちゃうと思うのですが、そういう点、われわれ減税を問題にする場合、どういふうにこの点をとらえていくか。われわれには、減税というわけ

でも、実際は増税だ増税だ、こう言っておるわけですね。先生の御専門の立場でどういふ点はどういふふうに取り扱うべきか、その二点についてお伺いしたいのです。

○参考人(井手文雄君) 最初のは、これは税負担率をどうとらえ、どう考えるか。適正負担率という問題ですか。まあ、これは、国民所得に対して国税と地方税を合わせまして二〇%の線がどうかとかいふような議論がなくて行なわれました。これは理論的には、国民所得に対する税額の割合が何%をこえるかといふことは、理論的にはなかなか出てこない。二五%説というのも一つ外国で学者が出している。しかし、それ必ずしもきめ手のある理論じゃないわけですから、マクロ的に国民所得に対する税負担の割合が何%以上になったからこれはもう重過ぎるんだとかいふことは、なかなかこれは理論的には言えないむずかしい問題だと思つておる。いろいろ問題があるわけですね。だから、まずマクロ的にはなかなかむずかしい。しかし、戦前と戦後の負担の割合を比べて、そうして戦前にはこうだった、ところが戦後においては国防費その他もないのにこうなつておる、だからその点から推して二〇%をこえれば重過ぎるということになるのじゃないかというふうな議論はある程度、まあ減税をいたしていく、野方図に負担が重くなつていくことをチェックする目安として言えるのじゃないか。理論的にはなかなかむずかしいのですけれども、戦前と戦後とのいろいろ事情を比べてみて、かりに戦前は二〇%以下であった、それならばせいぜい二〇%でやめるべきじゃないか、それ以上に負担率が重くなつたら減税すべきじゃないかというふうな議論のしかたといふものは、ある程度有効であつて、税負担がむやみにふえていくことをチェックする一つの方法であると思つておるのですが、税負担が重い軽い、それとミクロ的といふんですか、やはり年所得幾らまでのものが所得税であれば税金がかけられておるかという、企業につきましても家庭につきましても、個別的にいけば積み

上げ方式的にその負担を調べていって、積み上げて、これは重過ぎるとかいう行き方のほうが、実際としては、考え方としては合理的じゃないかという気持ち、マクロ的な総体として幾ら、何%という目安と、それから積み上げ方式的に企業や家庭について、実際にこれは課税最低限度といわれておるそういうものとの額とも関係しますけれども、実際にこういう税負担ではこの会社は重過ぎる、こうなつておるから重いのだ、企業課税においては、国税、地方税と合わせて所得の中で何%以下であり、実際問題として現実のその国の経済状態や企業のあり方とも関係しますけれども、現実これじゃやつていけない、そういうことからの負担率をつきとめるといふことと、両方やはり見合つて考えなければならぬじゃないか、こういうふうにお思ふのですが、御質問の趣旨はどういうあれでございしたか。

○木村福八郎君 その点も、それはもうそれで承知いたしました。けつこうでございしますが、前は、公債発行以前は自然増収が減税の大体の目安になっていました。今後公債発行する場合に、減税の財源のほうの目安の問題ですね、これはどういふふうに生かしたらいいか。財政法との関係をさつき申し上げましたが、あれ財政法からいふと、どうも違反になるのじゃないかと思つておる、いかがですか。これは理屈になるかもしれせんが。

○参考人(井手文雄君) まあ、もとはなるほど自然増収がありましたから、それを財源として減税と予算規模拡大といふふうにもつていいたわけですね、ですから、それを前提として自然増収の何%減税だといふようなことを打ち出しておいて、今度は変わったわけでありましたけれども、今度国民所得、これは事情が急変してそうならつたわけでありまして、一方公債を発行しながら減税するのはおかしいといふわけでありまして、また考へようによれば、当面景気刺激効果、これがそういうことを中心に予算を編成することはいいか悪い別として、もしそういうことが目的であると

すれば、財政支出をふやすということによる所得増出効果と、それから同時に、やはり税負担は重いのですから、税負担が重いといふことは、これはだれしも認めるわけですから、減税する必要があると同時に、減税効果、減税による所得増出効果だけでは今日の景気、不況を克服することができないとなれば、予算規模の拡大も必要だ、そういうことから公債の発行ということになつたと思ふのでありますからして、その限りにおいては減税の必要性、それからフィスカルポリシー、景気補正的政策といふんです、その必要性といふこと、この両面をにらんだ結果とすれば、公債を発行しつつもまた減税をするということも、公債を発行してでも減税をするということも、これはあながち否定するべきじゃないという気もするのですが……。

○木村福八郎君 議論になりますから、それはやめますが、私はいまの財政法は、その後の状況によつて実情に合わない点が非常に出てきておることは認めるわけです。それならば、なぜ政府は財政法を改正してやらないか。財政法といふものは減税のために公債発行していいなんという規定は一つもないわけですね。減税財源のために公債発行してもいいなんという規定は――実質的には減税財源になるわけですね、公債発行が。ですから、その政策のよし悪しは一応問題としまして、とにかく、そればかりじゃなく、いろいろな点において、いまの財政法ではまかなえない現実の問題がずいぶん出てきているわけですね。それをいろいろなわれわれからいへば曲解し、いろいろに曲げて解釈しちゃつたりなんかにして、財政法違反をしていふのですよ。財政法をはつきり改正してやるならいいですよ。ところが、財政法が現に禁じておるものまでどんどんやつていくといふ点を私は問題にしたいのですけれども、これは議論になりますから、先生との議論でなく、政府のほうとの議論になりますから、これは一応あれして、もう一つお伺いしたいのは、物価との関係で質問したいわけですね。

○参考人(井手文雄君) さっきの財政法のこと、ようございませうか、一言だけ……。

これは確かにお説のような見解も出ると思ひますけれども、また考えようによつては、公共事業費と結びつけると、公共事業費を幾らでもふやせば――また公共事業費の内容によります。公共事業費の内容が非常に広範だし、しかし、一応公共事業費を、たとえいろいろに内容をふくらませ金額をふくらまして、公共事業費とリンクするところから一応の歯どめというところを政府は考えておられるのじゃないか。だから、全然あれを改正する、理論的にいうと改正して、政府さえしつかりしておればかまわぬと思うのですけれども、これはもういかぬでしょうから、やはりそれを残して、私はかつて、理論的にしつかりしておれば第四条というものは、ああいふフィスカルポリシーになれば黒字予算のこともあるし赤字予算のこともあるのだから、ああいふ均衡財政主義というものを財政法で規定するということはおかしいというところを言ったこともあるわけですが、だから、第四条は撤廃すべしということをかかつて言つたこともありますが、しかし、なるほど、それは政府自体のあり方に保証があればともかくも、そうでなければ、やはりある程度の歯どめは必要だとすれば、財政法四条を残しておいて、そして公共事業費とリンクさせる。いまおっしゃつた御意見もありますけれども、リンクさせているということ、ある程度の歯どめということも考えられるから、歯どめの効用は若干あるのじゃないかと、こういう気がしますから……。

○木村福八郎君 ちょっと誤解があるといけませんから、その点ひとつ。

先生、私は、四条を公共事業費以外の財源調達のための公債発行ができるように改正しようという意見じゃないのです。そういう意見には、むしろ逆に反対であります。いまの財政法を守らなければいかぬと。ところが、公債を発行して、その余剰財源を減税に向けるということは、いまの四条からいへばそれはできないんだと、こういう

私の意見なんです。

○参考人(井手文雄君) そういう考え方もあるかと思ひますけれども、それは考え方の違いじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、確かにお説のとおり、減税と一口にいひましても、これは名目的減税と実質的減税というものがあつたわけでして、物価騰貴の過程におきましては、何もしないであれば、減税政策というものをとらなければ、貨幣価値低落の過程においては当然増税になるわけですからして、増税を防ぐという意味での調整的減税は最小限度しなければならぬ。そうして、それを越えて、出発が重税で過重負担であれば、それを越えて実質的減税が実現する程度の大減税というものが当然必要でありますからして、確かに、平年度三億減税といひましても、それだけ税負担が軽くなると思ひない、もし物価が何%かずつ騰貴していけば、あるいは実質的に若干ふえるかもわからない。それはやはりこの物価が――物価といつても卸売り物価とか家計にすぐ響く消費者物価、いろいろありますが、どういふ種類の物価がはんとどうにどれだけ騰貴して、そうしてわれわれの購買力が何%低落、消費するかということをやはり客観的につかまえて、そうして減税額と比較して初めて、実質的減税であつたか、あるいは単なる調整的減税であつたか、あるいは調整的減税も不十分であつて実質的には若干増税になつたかということが判明するわけで、われわれとしてもそういう検討は十分に行なわなければならぬ。相当むづかしいことではありますけれども、当然行なわなければならぬ。だから、三億減税、三千億減税と言われましても、もちろんそれがそのまま実質的減税だといふふうには当然とられないうわけがあります。当然消費者物価も何%かは騰貴するにきまつておりますからして、そういう意味においてはですね。ある意味においては、その物価政策が失敗すれば、この三千億減税の結果としては若干の、あるいは相当の実質的な税負担の過重の結果をもたらすことになるかも知

らない。その点は十分に注意しなくてはならないし、当然税負担の問題を考える場合に避けることのできない問題だと思ひます。

それで、御質問はどういう……。

○木村福八郎君 もうけっこうです。ありがとうございます。

とになれば、いろいろな意見もあるわけでありませうから、先生はどちらの立場か、その点はわかりませうけれども、一応そういうような点について基本的なお考えをお伺ひしたい。

○委員(徳永正利君) はかにございませうか。

○成瀬清治君 一言だけ。木村委員も物価との関係で減税をやらんくちやならぬじゃないかという趣旨を繰り込んだことと思はれるのですがね、質問は。これは先生のテーマには三法ということになつておりますが、実は、相続税もありまして、物品税も出てまいりますし、まあ物品税で今度は大減税をするわけですね。そうして通産省は、減税した分だけは物価を上げちゃいかぬということだけは言つておるわけですね。そういう法律案と関係なしに、それでも消費者物価は上がつてくわけですね。それから、卸は、政府は横ばい、横ばいと言つておられますが、若干上がりつつある。そういうふうなことを、私たちの立場でいへば、これは合理化等いろいろなことをされたのだから、もう少しその卸なんかは元来なら下がるべき性質のものである。もし下がらぬとするならば、それは企業の経営そのものが間違つておるかあるいは借り入れ金の金利負担、そういうようなことになつてしまつて、むしろくちやなくさつちやつた。まあなつちやつたのだから、元来ならばそういうむちやをやれば自己の責任において倒れていかなければならぬのだが、それはまた社会的な不安もあるから、産業政策的な意味も織り込んでの税制政策ということもあらうと思ひますけれども、そういう大づかみなことを、主として先生は物品税のあり方、物品税は根本的に戦時立法じゃないかという意味もあるのですから、いかぬということもあると思うが、若干奢侈的なものだけは残さなければならぬという意見もあるわけですね。そういうような物品税についての考え方。もし基本的にこれを認めるということになれば、あまり問題はないと思ひますけれども、否定するといふこ

○参考人(井手文雄君) まあ物品税は消費税と一応考えて、直接税か間接税かという問題もありますが、私は物品税について考えますと、まず、奢侈品の話が出ましたが、やはり何でもかんでも物品税はいかぬというのではなくして、徹底的な奢侈品に対する課税は、これは残しておいていいのじゃないかと思ひます。まあ、ミンクのコートとか、買う者はだいたいふたつないかもしれないけれども、だから、税収的に見てどれだけ寄与するかということだけからいうと、そんなものはたいして収入にならないから、やめておいていいということになるかもしれないけれども、やはり公平原則からいへば、税収がどれだけ上がるかと減るといふ、たとえば給与所得控除を引き上げれば税収がうんと減るといふこともありますから、そういうことから離れて、給与所得控除を上げるなら税収は減つても、やはり公平原則を一応貫いて考えて、同じ逆な理由で収入が上がらないかもしれないけれども、徹底的な奢侈品課税といふものは、買う者もいるのですから、やはり負担公平原則から残しておいていいのじゃないか。

それから、物品税は大量課税の面もありますし、税率のアンバランスも相当あります。案外必需品の、日用品的なものの税率が重くて、奢侈品的なものが軽かったり、いろいろしているのじゃないかと思ひますので、そういう調整、内容の再検討は必要でありまして、そうして日用品的なものはできるだけ整理しつつ、相当の高級奢侈物品というものは残して置いていいのじゃないか。

それからまた、あれはなかなか転嫁の問題で、消費者にはたして行くのか行かないのかといううな問題もあります。だから、減税して、その減税分が端的にまさに消費者のほうの軽減になるのかということも考えなければいけませんし、それからまた、といつて、単に企業と家計と対立させ

てもいけないので、非常に零細な企業がつくっておる物品に対する課税もあるわけで、だから、物品税を必ず企業中心に考へてはいかぬといふことが、非常に零細な業者の物品ということになる。と、企業の立場から考へなければいけない。そうかといふと、非常に大きな大企業の生産する物品もありまして、非常に複雑でございまして、要するに、非常に高級品のものは残して置いて、相当日用品的なものは整理する。そうして特に今日いろいろ奢侈品と日用品との間の税率などの矛盾もありますからして、再検討する。それから、凡百の物品を製造するといつても、いろいろな段階の企業が製造しておりますから、かなりそういう意味においては、単に家計のみならず、企業の観点からも考慮するといふことも必要じゃないか、抽象的でありますけれども、大体このういふふうには私に思ふわけであります。

○塩見俊二君 だいぶ時間がたちましたから、簡単なお答えでけっこうでございますが、先ほどの給与所得の控除の問題につきましてお尋ねしておきたいと思ひます。

先生は給与所得を控除する根拠につきましましては四つばかりおあげいただいたわけでありますが、全くそのとおりだと思ひます。それから、いまの状況から見ますと、その四つの中でも、やはり一体この給与生活者のいまの必要経費をどう見るか、またその把握率の問題、これが非常に大きな問題だと思ひます。日本の税法は御承知のとおり残酷な税法と申しますか、生活費は必要経費と見ない、こういうふうな原則に立っておるわけでございまして、したがって、給与所得者の必要経費は一体何であるか、ここから非常にむづかしい問題が生じてくるのだらうと思ひます。あるいは物品費等の問題を考へましても、これはあるいは必要経費と見られるかもしれませんが、しかし、東京都の場合等におきましては、大体七、八〇％は会社持ちだといふような実情もあり、なかなか必要経費の算定といふことは、生活費を見ないといふたてまえからしますと、非常にむづかしい問題だ

と思ふわけでありまして、先生、これは一体何%ぐらいかといふことをお尋ねするのも答えの出ない問題かと思ひますが、どれぐらいのウェイトにそれを見るかといふような問題、もしお聞きできるならと思ふわけでありまして。

それか、私はやはり、先生からお話がありましたが、徴税技術の問題と税法上の公平の問題、これは悪循環になるというお話がありました。これはきわめてもつともだと思ふわけでありまして、しかし、やはり負担の公平の原則といふことは、税法上の公平と、また現実の徴税技術の現状といふものを見て、その両方をかね合せて負担の公平を実現していくといふことが必要じゃないかと思ふわけでして、したがって、現在の給与所得の控除の問題は、やはり先ほどお話がありました各種の給与所得の実際の把握の状況といふものをここで見て、やはりそのときどきの税法といふものをつくっていくかなければならないといふふうに私は考へるわけであります。したがって、現在の状況では、むしろこの所得把握率の問題がこの給与所得の限界をきめる大きな一つの要素にならざるを得ないんじゃないか、こういうふうには考へます。

以上の点についてお教へをいただきたいと思ひます。

○参考人(井手文雄君) 給与所得者の必要経費といふ点と、確かに困難な問題があるために、今日のような状態になつておるわけでございます。それで、必要経費は何%が妥当か。それから、後段のほうは、つまり必要経費じゃなくして、各種所得の捕捉度のアンバランス調整という要素が出てきています。確かにその点、給与所得控除制度は設けられております。シャープ勧告以来ああいう問題が出てきて、それから次々に出てきました。税制調査会におきましても問題にしておりまして、けれども、その点が非常にあいまいになっておりますので、やはり私が申し上げたいのは、いまここではつきりと、給与所得控除といふものは必要経費の概算的控除だけなのか、あるいは捕捉度のア

ンバランス調整という要素が入つてゐるのか、あるいは調整的要素のほうが大部分であるのか、こういうような点を、この際もう少しいろいろ、まあ税制問題について検討すべきことが確かにあるし、経済政策との関係から税制問題といふものがどうしても当面出てきますけれども、その背後に、もつともこういふような、じみだけれども、税制の基本になるような、しかも、じみでありますけれども、一般国民納税者大多数の大きなウェイトを占める給与所得者階層の税負担の問題でありますから、こういう問題をもう少し真剣に取り上げて、その本質を究明し、またその正しいあり方をひとつ出していただきたい、こういうことを申し上げたい。

ですから、もし負担のアンバランスといふことの調整が給与所得控除のあり方だといふことであれば、なるほど課税最低限度額に給与所得控除額を構成項目として認めるというところは許されるわけですから。そのかわりに、給与所得控除については完全に必要経費は認めないといふたてまえになる。それでいいかどうかといふこと、そういう点をもう少しみんなで検討する必要があるんじゃないか、さういふつもりで申し上げたわけであります。

○委員長(徳永正利君) 他に御質疑もなければ、参考人の意見聴取はこれをもって終了いたします。

井手参考人におかれましては、きょうは公私ともに御多用のところ、長時間にわたりまして本委員会のために貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

午後一時より委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会

を再開いたします。

それでは、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑のあり方は順次御発言を願ひます。

○木村誠八郎君 前回、大蔵大臣に、公債発行下の税制につきまして質問したんですが、大蔵大臣は、その重点の一つは、大幅減税をして個人及び企業の蓄積をふやすといふことが一つのあり方であるというお話であつたんです。そこで、これまでも政府は、公債発行と関連して長期減税構想といふものをたびたび言われてゐるわけです。ところが、まだ、予算委員会の審議の過程でも、またこの大蔵委員会の審議の過程でも、政府の長期減税構想について具体的な考へ方が発表されてないわけなんです。したがって、この長期減税構想といふものはどういふものであるか。そうして従来は自然増収が大体減税の範囲になつておつた。今後自然増収といふものはあまり期待できない。そういうもとで減税をする場合、何をめどにして減税をしていくのか。そういうことも含めて、具体的に長期減税構想ないしは長期減税計画といふものを政府が持ちでなければなりませんし、たびたび言われてゐるのですから、それを明らかにしていただきたいわけなんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 長期減税構想はこれから具体化していこうと思つてゐるんです。アイデアとしては、私はかねて申し上げておりますように、企業にも家庭にも蓄積をせしめたい、こういうふうな思ふわけなんです。そういう考へ方に従ひまして、これから精力的に減税といふ方向をみざして諸施策を考へていこうと思ひます。

それで、その中身につきましては、個人につきましても、あるいは法人につきましても、一つの適正な税率、これを策定しまして、それに向かつて努力を積み重ねていく、こういうふうなことをたい考へてです。

で、大体的見通しとしますと、昭和四十二年、三年という年は、非常にその実現がむずかしい年でありまゝ。その後になりますと、幾らか財政は楽になる。その楽になるか苦しいかというポイントなんです。それは結局、ここ数年間は公債を出していく。その公債の財源——公債を出していく対象としては、公共的な事業、こういうものを考えておるわけでありまゝ。

それで、一方、そういう際には経常行政費ですね、これは経常財源でまかなう、こういうたてまえになる。それで、自然増収が相当期待できると思ひます。その自然増収が出るに従ひまして、経常支出のほうが楽になる。で、そこにプラスアルファというか、ゆとりが出てくるわけですね。その額が公債の発行額を消していくような形になります。そういう過程におきまして、私もいま公債政策下において一つの大きなねらいとしておるこの企業及び個人の蓄積、そのほかに幾ばくをさき得るか、こういうことがその時点時点における具体的減税政策というものを決定するということになると思ひます。しかし、目標は長期構想としてこれを策定して、それをそういう申し上げたような各年度の財政需要というものとにらみ合わせながら実現する、こういう形にならうかと思ひます。

○木村福八郎君 長期構想という場合ですね、何をめどにして減税をしていくのか。従来は、税制調査会の答申などでは、国民所得の大体二〇％程度、これは国税、地方税を合わせましてその程度までに税負担を軽減する、一時は二〇％を上回りましたけれども、これが一つの目安になったわけですね。その次には、これは経済情勢も変化しましたのですから、今度自然増収の何％——二〇％ですか、そこを置いておるのですか。ところが、今度は、長期減税構想をお出しになりましたが、めどがはっきりしないわけですね。前は自然増収というものの何％あるいは国民所得の何％というめどがあったのですが、今後はそのときの財政需要に応じて、そうして適正税率というものを

これから勘案してやっていく。その適正税率というのとは一体、何をめどにして適正税率というのか、これがどうもはっきりしないわけですね。たとえば戦前の昭和九—十一年平均の税負担は、国税、地方税を合わせまして一二・九％、二・九％です。戦前だと思ひます。そういう戦前の国民所得に対する税負担率に近づけていくこととしているのか、その点がどうもはっきりしない。

それからもう一つは、四十二年、四十三年は財政的にかなり苦しいと言われましたが、つまり、いわゆる低圧経済のもとでは自然増収が見込まれないというふうなことだと思ひます。そうすると、四十一年度のような減税は困難ということになるのです。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことです。

○木村福八郎君 それでは、その前の——四十一年度のようないわゆる大幅減税は、四十二年、三年は困難だ、その点についてはそのとおりだということですが、その前の質問に対してのお答えです。長期減税構想という場合に、また減税計画という場合に何をめどにしていくか。どうも適正税率といひましても、それが何が適正なのか、はつきりわからないわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) 国民所得に対するパーセンテージ二〇％ということ、かつて一つの目標とされたことがあります。これは私は一つの常にならんでおかなければならぬ目安だと思ひます。思ひますが、しかし、これは絶対的なものであるかどうかという点、私はそれは疑問がある、こういうふうな考えのわけですね。つまり、国民所得の二〇％に税負担を定めるといひますが、その内容がどうなるかという点、経済が大いに繁栄して国民全体の負担力が大い、こういう際に、まあ所得税でいえば足切りというか、課税最低限を引き上げる。そうして少数の所得税納税者が所得税負担というものが課せられる。それがそういうような状態を考えると、同じ国民所得全体に対するパーセンテージ、この議論ばかりでいくことがはたして適正であるかどうか、私はそれは問

題があると思う。だから、税の内容というものが非常に大きいものをいうのだ。

それから、自然増収の何％という考え方ですね、少しこれは私はかた過ぎると思ひます。もう少し弾力的に考えた方がいい。私は税制というものはその内容が非常に大事である。つまり、私は常々申し上げているのですが、所得税については課税最低限を一体どこへ持っていくか、これが当面としては非常に大事な問題です。それから、低い階層の税率をどういうふうな調整していくか、これも問題だと思ひます。そういうこと数年度において考えられます理想的な税の体系、税率、そういうものはどうあるべきかということ判断しまして、かたがたその自然増収の状況、また国民所得に対する全体のかかり方がどんなパーセントに動くであろうか、そういうものも横に見詰めたからいくという考え方がいいのじゃないか、そういうふうな考え方があります。

いずれにいたしましても、それらの長期的に見てのある時点における理想的な税体系というものはどういうふうにあるべきかということ、税制調査会におはかりして、今後のひとつ租税政策の目標というものををつくり上げていきたい、こういう考えであります。

○木村福八郎君 それはわかったのですが、今後のいわゆる税体系ですか、その内容としてしましては、最低課税額とか、それから低所得者層の最低税率ですか、最低限税率をどうする、こういう内容がもちろん重要であると思ひます。すなわち、私たちが聞きたいことは、今度本格的な公債政策を導入して、それでこの二、三年はかなりの巨額な公債を発行するわけなんです、七千億をこえる、その場合の公債発行と減税との関係なんです。前に政府は、特に大蔵大臣は、長期の財政計画というものはやはり必要だということを言われたわけですね。この長期の財政計画というものを、これはもうどうしてもつくる必要がありまゝ、つくりなればいけないと思ひます。それと関連して、長期の民間の資金をも包含した全体の総

合的資金計画ですね、これもどうしてもおつくりになる必要があるし、前につくられるというようなお話もあったのですが、そうした観点からの質問なんです。今後この程度に財政規模を持っていきたい——大蔵大臣は財政規模というのには非常に重要であるということ強調されておる。私もそうだと思ひます。それはやはり明らかにしないと、財政規模と公債発行と減税というこの三つ、これは総合的に考えなければならぬものだと思うのです。そういう点から質問しているわけなんです。長期減税構想というのは、いま内容としてはこれでもうよく然としてよく——適正税率というものはどうだ、適正な課税最低限というものはどうなのか、これもまたあとで具体的に質問したいと思ひますが、私はそういういまお話ししたような点から伺っているのです。

○国務大臣(福田赳夫君) 私も、いま木村さんのお話のように、長期にわたって財政を一体どういうふうな運営していくかということについて、できる限り構想を得たいと思ひつてゐるのです。ただ、これを数字的に言っていくことは非常にむずかしい。誤解を受けるようなところもありまゝ、またその前提条件としてはいろいろな前提というものを想定しなければならぬ。その前提というものは、はたしてその前提のとおり動くかどうか、一番大きな問題は今後の経済の実勢が一体どういうふうな動くか、こういう問題であります。それはもう何人もその確に予想することはできない。私は私なりにその一つの見通しを持っています。持っていますけれども、それが数字にどう表現できて、あとでこれはそのとおりいっていないじゃないかと言われたら困るようなふうにも私は思ひます。そういうふうなことで、大体的な経済の動き方についてもある程度の認識は持つておるわけなんです。これを具体的な数字で表現するということになると、いろいろ問題がある。その数字の上になんか今度は、財政の規模にいたしましても、減税にいたしましても、あるいは租税収入の額にいたしましても、

乗つていくのですから、今度はさらに不確定要因というものが出てくるわけでありませう。その前提の取りぐあいによりまして、その答えというものも無数の答えが出てくるわけですね。そういうものも御披露申し上げても、これはいたずらに誤解を招くようなことになりやしないか、そういうふうにも考えまして、数字で申し上げることは私は差し控えておるわけです。

ただ、私が申し上げておきますのは、この三年間は一応低圧経済だ、そういうタイプの経済情勢であらうと、こういうふうに見通しておるわけですね。そういうふうに見通して、財政のウェットがやはり高くなるを得ない。そういうふうにおいて自然増収は一体どうだということ、そう多くを期待することはできない。したがって、現在の形の財政、四十一年度の形の財政、公債依存の財政、これはその依存度が四十一年に比しましてやや高くなるように思う。四十四年度、五年度、このころになると、それがだんだんと、依存度という面から見まして過渡期になってくるのじゃあるまいか、そういうふうに見るわけですね。前提条件の取り方によりまして、前提の取り方いかんによつては、四年度、五年度、六年度、七年度、このころになりますと、公債の依存度というものが非常に減つてくる、こういうふうに見ておるわけでありませうが、それもただいま申し上げましたように、前提が一本どういふふうにか、経済がどういふふうに変つていくか、こういうことと多く影響される問題でありませう、数字で申し上げるといふことは私は差し控えているわけでありませう。

○木村福八郎君 そうしますと、公債依存度が四十二年、四十三年は四十一年度よりは低圧経済であるために高くなるというお話ですが、具体的に、たとえば四十一年度七千三百億の公債を発行しますね。そのうち余裕が出る分を、減税に二千億くらいですか四十一年は充てますね。それが四十二年は七千三百億あるいはそれより公債を多く発行するかもしれませんね、公共事業費が多くな

ると。そのうち減税には四十一年度ほどあまり向けない、あるいは全然減税はないかもしれない、まるまる歳出のほうに向けてしまふ、こういうことなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 公債は、四十二年度になると四十一年度と異なりまして、減税との関係が非常に稀薄になるわけですね。四十一年度は、あなたがしばしば指摘されるように、減税と公債との関係がきつめて濃厚ですね。直接じゃないけれども、濃厚な関係がある。四十二年になると、今度は自然増収がどういふ額になるか、それから経常行政費ですね、これがどういふ方向でふえるか、どういふ幅になるか、これが減税の可能額を決定することになると思うんです。ですから、公債を発行してそれが減税の財源になるというのではなくて、主として自然増収が一体どういふふうになつていくかということが減税の問題と大きくひっからまつてくる、こういうふうに見ておるわけですね。

○木村福八郎君 ややはつきりしてききましたが、そうしますと、今後の長期減税構想あるいは減税計画はやはり自然増収というものが一つの目安になつてゐるんですか。それと、さっき言われたように、もちろん減税の額だけではなく内容ですね、税体系というものも問題だと言われた、そこをどういふふうに見ておるんですか。やはり自然増収というものが減税を、長期減税構想を実現するためにはやはり自然増収というものが前提になるというお考えなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 自然増収とそれから公共的事業費以外の一般の行政費がどういふ幅でふえるか、この二つが減税の額をきめていく大きな要因になると思ひます。

○木村福八郎君 それでは、第二のほうの内容なんですけれども、いわゆる税体系のほうなんです、最低課税限度ですか、税率ですね、これについては具体的にどういふような、つまりまあ最低課税限度ですね、課税最低限度、四十一年度でしたら夫

婦・子供三人で六十一万円ですね。そういういわゆるの免税点ですか、それをどの辺にするかということと、それから税率というものが長期減税構想の内容としては中身として重要であるということをおっしゃられたんですが、その中身をもう少し伺ひたいんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 私がただいま申し上げました減税を決定する、減税の幅を決定する要因というものは自然増収が一つだと、それからもう一つは歳出のほうなんです。歳出のほうの公共事業費以外の一般行政費がどういふふうになるか、この二つが減税の幅を決定すると、こういうふうに見なすわけですね。その年度年度のその幅に従ひまして減税政策を実行していくと、こういうわけですね。ちよつと木村さんのお話は飛躍して、今度は減税の最終目標という議論になつておられるわけですが、そのとおりですね。

で、その目標としては、私は数年間これは非常に流動的に考えていますから、数年間といひます、数年間において実現すべき租税体系の理想タイプは一体どうなんだということを、こういうことを考えてみたいと思つています。その場合に課税最低限度を幾らに持つていくというふうにするか、また最低税率その他所得者階層に対する税率をどうするか、こういう問題、それから法人税につきましても、まあ配当課税なんという制度もありませうが、そういうものも含めまして一体どの程度の税率が適当であるか、どの程度をもつて目標とすべきかというふうなものを考えていきたい、こういう考えでございます。

○木村福八郎君 それはわかりましたが、それでは、すでに税制調査会で今後かなり長期にわたる日本の税制のあり方について答申されておるので、その答申をどういふ長期構想というものがあつて、その中に答申されておるのです。それとかなりい

ん、あの答申は、四十一年度から本格的な公債政策を導入しましたが、そういう条件のないものと答申なんですか。ですから、勢い変わつてはくると思うのですけれども、あの答申は、どうなんですか。政府はあれは尊重すると言つておりましたし、あの中では、特にたびたび衆議院でも問題になり、私も質問いたしました、利子、配当とか、そういう特別措置について非常にきつかりした答申を出しております。あの答申との関係はどうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 答申は、私は、公債が発行されるようになりまして、その基本においてその修正を加える必要はない、こういうふうな考えをしております。しかし、その後経済情勢も動いてきております。そういうふうなことも考えながら、もう少し具体的に、税制というものは理想的にはどうあるべきか、ことに私が公債を発行するそのねらいというものは、企業や家庭に蓄積をとるといふことをまあ考えておるわけですね。そういう考え方はいままでよりは非常に強く私は出ておる考え方だと思つてゐます。そういうものも含めながら具体的な目標というものを策定していこう、これがこれから税制調査会にお願いをする長期構想の目標いかん、こういうことにならうかと思ひます。

○木村福八郎君 それから、政府は所得倍増計画に次いで中期計画をつくりましたが、これが実情に合はなくなつて、そこで次にまた長期計画というものをこれから策定していくというふうになつておられます。この長期計画は、大蔵大臣がしばしば言われますように、今後の日本経済が低圧経済が続くと、つまり大蔵大臣の説明によれば民間の設備投資があまり活発に起こらぬと、こういうことが原因になつて成長率もあまり伸びない、こういうのが低圧経済であらうというのですが、そこで財政のウェットが非常に大きくなる、こういう御議論のようです。そうすると、今後長期計画、全体の長期計画を立てる場合、財政のあり方

というものが非常に従来よりこれはウエイトが大きくなると思うのです。これはただ財政というだけの立場でなく全体の今後中期計画にかわる長期計画を立てるという場合の構想は、財政のウエイトが非常に大きくなりますので、そういう点から今後の長期計画というものについて大蔵大臣はどうか考えておられるのか、またそれをどういうふうな財政を位置づけるかということですね。

○国務大臣(福田赳夫) 今後の長期計画策定という問題は、御承知のように、中期計画がこれは御破算になって、まあ新しいスタートをしよう。その新しいスタートをしようというゆえんのもの、中期計画をつくってから、国際収支の面なんかで非常な変化が起つてきておるわけですね。それからもう一つは、財政面で公債発行というふうな事態になってきておる。そういうふうなことで、全体としての計画を練り直す必要がある、こういう判断に基づくわけなのでございます。

それで、その際に一体財政の位置づけをどうするかと、こういうお尋ねでございますが、私は、今後の長期計画におきましては、いままでと違ひまして、財政が非常に積極的な役割を講ずる、こういうふうな判断をいたしております。いままでは何といつても、あの企画庁で策定します国民経済計画を見ましても、設備投資というのが一番パーセンテージにしても高いわけです。それが一変して、昭和四十一年度では財政の財貨・サービス需要、これが一番高い率を占めるようになり、設備投資は転落いたしました。一五〇というふうな状態になってきております。私はこの一、二年はそういうタイプであろうと思いますが、いわゆるデフレギャップもある程度その間には詰まってくる。そのあとにおきましては、一五〇という比率がおそらくもう少し今度上がってくる。設備投資活動というものも出てくると思います。しかし、それにいたしまして、財政の経済全体の中で占める位置というものは、従来、つまり昭和三十年代のような状態ではない、こういうふうな判断するわけです。それがまた私は好ましいいんだと。

それは、社会資本の立ちおくれという問題にわが国は当面いたしております。それから、各種の地域間の格差、あるいは業種間の格差、いろいろな格差問題に当面しております。そういう格差是正というふうなこともしなければならぬ。これは財政の任務であります。それらを考えますときに、財政の比重というものは三十年代と違つた重みを持つてくる、こういうふうに見ているわけです。

しかし、その重みを実現するその年々の財政の働き、それは民間の経済需要の動きによって調節をとつていかなければならぬ、こういうふうに見ております。したがって、こしばらくの間は公債政策のもとに運営されますが、その公債の額なんかも、そのときどきの経済情勢に従ひまして、これは調節をしなければならぬことである、こういうふうな考えをおるわけでございます。いずれにいたしましても、財政が長期計画を立てる場合において今度は主導的な地位を占める、これだけは私は確実なことであると思ひます。

○木村福八郎君 大体、長期計画の構想はわかりましたが、それと同時に、私は低圧経済のもとでは個人消費のウエイト、これをもちと私は大きく見るべきではないかと思つておるわけですが、設備投資の役割は高度経済成長のもとで非常に大きく果たされたと思つて、それが設備過剰で行き過ぎて、今度それにかわつて、設備投資にかわつて経済成長を推進する力としては財政だけじゃないと思つておる。財政と、それから個人消費と、それと輸出もありますが、しかし、輸出のウエイトは財政、個人消費ほど大きくないと思つておるわけですが、どうも財政の役割はかなり大蔵大臣は大きく見ておられます。それもよくわかるのです、御説明は。それと同時に、個人消費のほうのウエイトをどうも私は少し小さく見ておるよう思うのです。大体、四十一年度は総需要の中で四八%くらいじゃないかと思つて、四八%というのは少しウエイトが小さ過ぎる。戦前は六〇%を上

回る。諸外国では六〇%を上回っているように聞いているのですが、ですから、大体これを六〇%くらいにしていくなければならぬんじゃないかと思つておる。ことに設備過剰の問題を解決するには、デフレギャップですね、総生産ではかりますと五二%くらいですね、しかし、総需要ではかると、その中には輸入が入るわけですが、四八%くらいです。それは少し低過ぎると思つて、この点いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫) 国民経済総活動の中で個人消費をどう位置づけをするか、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。それで、大きく言えることは、つまりわが日本で生産されるものは一体どういうふうな消費されるか。国民消費に五二、三%は使われておるわけですね。それから、政府が公共事業等によって使うもの、これは政府といつても、政府諸機関であるし、地方団体も含めての話ですが、それが二三%、次いで大きい配分というか、それは設備投資一五%、あと小さい要因として民間の住居建設とかあるいは輸出入の差額というふうな要因になりますが、大きなシェアというのは国民が消費するもの、政府が消費するもの、民間設備活動が消費するもの、この三つだと思ひます。その配分を一体どうするかという問題。私は一番力を入れていかなければならぬのはこの政府の活動だ、こういうふうな思つておる。

なぜそう考えるかという、これは社会資本、つまり、われわれの生活というものはわれわれの家庭の生活だけが生活じゃない。と同時に、われわれは家庭を営むと同時に、われわれは所得の何%かを貯蓄をして、そうして共同の家計を営んでおる、これは国家です。国家経営です。これが共同の家計として道がで、水道、下水道がで、あるいは交通機関がで、あるいは共同の住宅ができていく、こういうことになっていくわけですね。そういう面が非常に重要になっておる。むしろ民間の投資活動がちょっとここでバランスを失つて出過ぎておる。私はそういう大きな見地からい

うと、国家の仕事のシェアというものを大きくしなければならぬ、共同の生活というものにも少しわれわれは着目する必要がある。これが充実にすれば、われわれの狭い意味の家計が少し狭くなつても、決してびくともする必要がないと思つておる。そういう面において考えてみなければならぬ問題である、こういうふうな思つておる。そういう国家の活動、つまりわれわれの共同生活設計というものがおかれておる、そういうことを考えた場合に、どこを一体押さえるのか。限られた経済能力ですから、しかも押さえる部分というのは個人の生活かあるいは産業の投資活動か、この二つになる。そのいずれを押さえていくかということが非常にむずかしいことだと思つておる。やはり個人の——私が生産活動を盛んにするゆえんのもの、それは何かといつて、われわれの生活環境を整えるといふことにあるとすれば、個人のほうを押さえるといふのはいかかであるか、こういうふうな思つておる。やはり現実の問題とすると、この数年間に設備活動のほうが少し出過ぎておる、これを押さえる。つまり、これを一五%くらいに見るといふ四十一年度の行き方は適切な行き方であると思つております。

○委員長(徳永正利君) 委員の異動について御報告いたします。

林屋亀次郎君が辞任をされ、その補欠として任田新治君が選任されました。

○木村福八郎君 これは大蔵大臣、四十一年の景気対策に非常に関連してくるのですが、この点は、大蔵大臣の考え方はわかるのですが、この点は、これは公共投資に、社会開発に重点を置かれるということになっておる。やはり、この国を見て、歳出の二〇%以上も公共事業費に予算をさいておるというところはないです。今度二〇%以上になると思ひますね、公共事業費が全体の歳出の。いままでは一八%くらいでした。どこだつて大体一〇%以下だと思つておる。よその国を

見ましても、日本は社会資本の開発が立ちおくれ
たというので、非常に重点を置いたと思うのです
よ。しかし、そんなに予算の中で占めるウェイト
が大きくありながら、また立ちおくれたというこ
とを言われているのです。しかし、それは民間
の会社はシェアの拡大競争でどんどん設備に
備を拡張しますね。そうした行き過ぎた設備に
対応する産業道路をつくったり、その公共投資を
やったりする、そういう面があるのじゃないかと
思うのです。だから、設備過剰ということの前
提として、それに対応した公共投資ですからね、
まず過剰の投資のほうを調整しないと——過剰の
投資のほうはいままで野放しだったのです。ど
ん投資させて、拡大させておいて、そうしてそ
れに対応した公共投資をやるといふことにな
るのです。ですから、そういう過剰投資に見合
った公共投資というものは、これは私は非常にそ
こにむだがあるんじゃないかというふうに思うの
ですよ。

ですから、今後の日本の財政は、財政のウェ
イトが非常に大きくなる、そうして支出面から見
るとやはり公共投資ですね、公共事業費が非常に大
きくウェイトを持つておる、こういう形だと思
うのです。そういう場合に、民間のほうの設備投
資のほうを、これを調整しないで、設備投資の
ほうは野放しにしておいて、そして設備がどん
ふえてきたら、それに対応して産業道路をつ
く、あるいは工業用水をつくったって、非常に無
計画的になるような気がするのです。その点はど
うなんでしょう。

○国務大臣(福田赳夫) それはそのとおりなん
で、それだからこそ、従来二、三%のウェイト
を占めておった民間の設備投資活動、これが一五
%というところへ転落していくわけなんです。ま
ずそこに押えられられるというか、そこへ引込
むわけです。

それで、私は、とにかく一番おくられているのは
国家のやるべき社会開発投資、つまりわれわれの

生活の共同面ですね、これがよくおくられている。
で、それをふやさなければならぬ、そういう時期
でありますから、まあそのしわはどこに行くか
という、これは行き過ぎになっている産業設備
活動に行くんだ、これは私は当然だと思ふ。しか
し、この限られた経済力の中で、生活がそれだけ
また伸びるのかという、やはりそれよりも私
は国家の共同活動のほうがおくられておる、そう
いうふうに思ふのです。まあ生活のほうの問題は
国民所得の伸びのような状態で推移するというふ
うにして、まずとにかく設備活動の落ち込む部分
は国家財政がこれを引き受けてやっていく、この
タイプが今後しばらくの間必要じゃないか、そう
いうふうに判断をしておるわけです。

○木村福八郎君 それはわかるのですけれども、
われわれの立場と政府の立場といふと、この
設備過剰による不況の状態のもとの対策につ
いての考え方ですね、まあ対策のウェイトの置き方
ですか、その相違がかなりはつきりい出てき
ているのです。われわれは、もう非常に政府は
公共事業費中心の不況対策になっているのです
が、それでは話が全面的、全体的な総合的な経済
バランスのとれた不況対策にならないと思ふ。非
常に財政的な不況対策になるのであって、公共投
資の増加を否定するわけじゃないのです。それ
に劣らずやはり個人消費のウェイトをもっと大き
く見るべきだ、こう思うのです。

これは税制の面からも、特段にそういう面に私
はウェイトを置くべきではなかったかと思ふので
す。ですから、四十一年度の減税でも、企業の
蓄積をこれ以上促進するような税制改正は、こ
のところ足踏みをしているのです。むしろ最
終消費、個人消費をふやすような税制改正、減税
をすべきである。それから、社会保障費をふや
せば、政府が社会保障をやってくれば、無理して
社会保障が不十分のために貯金している分が購買
力に回りますからね。物を買いますから、そ
こで国民消費がふえてくる、こういう私たちの着
眼点なんですけれどもね。そのウェイトの置き方が

違ふのです。これは議論になりますから、御答弁
は要りません。ほかの方の御質問もあると思ひま
すから……

最後に、今度は具体的に伺っておきたいので
す。あまり質問する機会もないと思ひますが、こ
こで、いままでも質問してはつきりしていない点
がまだ残されていますので、この点伺いたいの
ですけれども、一つは、これはきょう、先ほど横
浜大学の井手教授から公述を受けまして、われわれ
が、給与所得控除の中に、たとえば四十一年、夫
婦・子供三人で六十三万円になるのです。この
六十三万円の計算の中に、六十三万円の最低課税
の計算の中に、給与所得控除が入っている、しか
し、これは含めるべきではないという御意見なん
です。ですから、この給与所得控除を引くと、
これは六十三万円の最低課税限度よりずっと低
くなるのです。これは非常に重大な指摘だと思
うのです。もし井手教授の説が、お考えが正しい
ことになると、この給与所得控除のほうは、これは
上積みされなければならないのです。最低課税
限度に。その点はどうか。

○政府委員(堀崎潤寿) 給与所得控除の根拠ある
いは計算方法についての御質疑だと思ひます。の
で、私からお答え申し上げたいと思ひます。
私も、途中でございましたが、井手教授がお話
になりました点は、おそらく給与所得控除の中
には費用の部分がはいらないか、それは所得で
はないのではないかと、したがって、課税最低限を
費用であるところの給与所得控除を込めて六十三
万円というところの給与所得控除を込めて六十三
万円、というように高いに出ているのではない
か、というように一つの根拠になっている
のではないかと思ひます。

もう木村先生も御存じのように、給与所得控除
がなぜあるかという点につきましては、各種の考
え方があると思ひますが、私は、最も給与所得控
除につきまして重要な支配的な根拠は、やはり何
と申しまして、給与所得というものが一身専属
的なものであり、資産と労働との共同の所得であ

ります営業所得とも違い、さらにまた資産そのも
の所得のこれとも違ひまして、拒税力は弱い。
こういって拒税力の減殺要因から来ておることが
最も大きな理由だと思ひます。第二には、先ほど
来お話しも出ておりました先払いの点の利子による
不利益を減殺する、これも第二の要素でござい
ます。

第三は、これは現実問題といたしまして、何と
いってもガラス張りの給与所得、経費として当然
事業収益から控除される給与の支払いでございま
すので、比較的税務署に——比較的と申しますか、
完全に経費として主張されるためには、税務署に
もガラス張りになり、源泉所得税に適用されるこ
ういったことからその他の所得と違ひまして、な
かなか正確につかまえられる、そのあたりが税務
執行の現状から問題がございしますが、拒税力が違
わぬか、これが第三の理由でございします。

それから、第四の理由が、先ほど申されました
一つの費用が含まれる。確かに費用もあるうかと
思ひます。私も役所に通ひ、または給与所得
者が会社に勤務する場合の、たとえば洋服、ネク
タイ、くつ、これらの減価償却費が費用として考
えられるのではないかと、これが一つの理由でござ
いします。私も計算もいたしておりましたが、こ
ういった費用はほとんど、計算しなくても、十
八万円という最高限度がございしますし、定額の給
与所得控除の四万円もございしますが、こういった
減価償却費は金額といたしまして幾らにもならな
いのでございします。

さらにまた、もう一つ、先ほどもお話ございま
したたとえば通勤費、これも一つの収入でござい
ますが、同時に、完全なる個人消費でなくして勤
務地に通うまでの一つの費用であつて、雇い主の
ために支出せざるを得ない費用であるということ
で、これは別途に、給与所得控除のほかに費用と
いたしまして控除されております。さらにまた、
特殊な制服を着る方々につきまして、あるいはま
た雇い主の都合で特定な場所に住まなければなら
ぬ者につきましては、住宅が提供されました。

これは費用といたしまして給与所得控除と別に控除されております。

それを考えますと、厳密に言えば、ただいま申されたような費用の部分が入っておるといふことは間違いございませんけれども、その部分は評価いたしますと幾らにもならない。むしろ、やはり給与所得控除を考えまして、一番大きなものは先ほど申しました租税力の相違に基づく所得控除、この理論が中心となっている、こういうふうな考へていただきたいと思います。さらにまた、営業所得者につきましても、同じような家計と共同に使われるせびろとかくつのあることは御存じのとおりであります。これは別に費用としては引かないといふことにいたしておきます。そんなような関係で、一つの指摘される要素としてはございませうけれども、金額といたしますれば幾らにもならない、こういうふうなことが言えると、かように思っております。

○木村福八郎君 これはまたあとでいろいろ伺いたい点があるのですけれども、次に、これは前から問題になっているのですけれども、私あまりこだわらざる言われるかもしれないけれども、配偶者控除なんですよ。これはどうしてこだわるかという、前に、大蔵大臣御存じないかもしれないが、田中大蔵大臣のときに、税制調査会でもこれは基礎控除と同様にせよという答申が一時期あったのです。それに基づいて田中大蔵大臣も、この次に減税の余裕があったら必ず同様にすると約束したのであります。ところが、その後の税制調査会の答申では必ずしも同様にせよという答申ではなかった、それをたてにあって、田中さんはまた一万円差をつけてしまった。昭和三十六年に同額になったのです。いままでは扶養控除というのを、配偶者控除という名前を新しく設けまして、そうして妻の座を引き上げるといふので、同額にするといふことにして、三十六年だけはそうなった。その後ずっと一万円差がついてしまった。これは小さい問題のようではございますが、この前は、野党と与党とのいままでの予算あるいは税

制に対する審議、また意見の相違の場合、だれが見てもほんとうに納得されて、当然これは実現すべきものであるという場合、また財政的にも可能な場合には、政府がこれを修正するにやぶさかでないくらいに態度をとってこれを実現させませんと、もうオール・オア・ナッシングになってしまいう、全部反対かというところになってしまふ、その一つの私はきつかけとして、だれが見たててもうあたりまえじゃないかという問題を一つ選び出して、そうして要求したのであります。こんなわかり切ったことさへも政府は認めないといふことの標本として、一つ前に提起したのでございね。いかがでしょう。これはもう少し前向きな形で考えられれば、もう少し研究されて、アメリカあるいは西独みたいな二分二乗式というのですか、そういうようなやり方もあるのですね。

○国務大臣(福田赳夫君) 妻の座につきまして木村先生が非常に熱心な議論を展開されたことは、よく承知しております。税制改正の過程におきましても、木村先生がいろいろ御提案があるということも論議をされて、積極的な反対はございませぬ。結局、諸控除を引き上げるといふことにいたしました。不均衡は正まっていけるか、つまりそこまで金が回らない、こういうので見送りになったのです。が、先ほど申し上げましたこれからの税制の問題として、内部では、この問題は優先的に取り上げなければならぬ一つの問題だと。その場合に控除額のバランスを回復するといふ方法がいかに、あるところまで積極的に行うがいかに、いろいろな方法があるが、ともかく次の段階で取り上げなければならぬ、こういういきさつなんです。財源の関係でございます。

○委員長(徳永正利君) 私からもひとつ要望しておきますが、これは寡婦ばかりでなしに、並列的には老人控除、不具廃疾者控除がからんでいる。これはぜひひとつ真剣に御検討願いたいと思います。

○木村福八郎君 財源はこの前、約百億だったのです。これは予備費から出さないといふ。予備費から出したのです。われわれの考えでは、出したと思つたのです。財源がなかったわけではな

いのです。そういういきさつです。それじゃ、いま大蔵大臣が前向きで考慮されていくといふことですから、次に償還計画ですね、公債の。あれ、最後に、一体締めくくりに、大蔵大臣、どういふふうにされますか。それはわれわれ理屈をいへば切りがないと思ひます。確かにいまの政府予算総則に書いてある程度では、われわれは財政法で言うところの特定銘柄に対する償還計画でないことは、大蔵大臣もよくおわかりのことですよ。最後に、締めくくりに、償還計画についてどうするかを伺いたい。

一般には、普通常識的に、借金したとき、その返済計画をきちんと立てないで借金するのはおかしいじゃないかと考える、それは常識なんです。これから巨額な公債の発行をするのですから、償還計画がはつきりしていない、この点については非常な疑念を持たれますし、また公債の信用にも関することになると思ひます。ですから、これはこの機会に、もうたびたび何回も質問しましたけれども、その最後に、もう質問しなくても済むような御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十年年度償還につきましては、現金償還といふことで計画を立てるということは御説明申し上げたのですが、昭和四十年年度償還につきましても、なるべくそういうふうな努力をしたいと思ひます。しかし、あの公債が七年のものである。私どもは当然二十年ものぐらいいいし、そういうふうにしたかったのです。ところが、市中の情勢からどうしてもそれができないので、政府保証債並みの七年のもの、こういうことになったわけなんです。そういうようなことも考えまして、これは相当部分は七年後の償還期には借りかえてやる、こういうふうにならざるを得ないと思ひます。しかし、ただいま申し上げましたように、現金償還の努力もする。その努力をどういふ仕組みでするかということにつきましては、この一年間にいろいろその方法を考えたい、こういうふうな存じておるわけなんです。財政法でいう償還計画、これはどういふことを考へているのか、これは立案者に聞いてみるのだけれども、全然見当はつかないのではありません。木村先生あたりに何か名案でもあれば、ぜひ承らしていただきたと、こういうふうな思ひます。が、一応、当時立案に関係した人の意見なんかでは、七

年後といふと、それを七年後の償還だといふことを付属表ではっきり明示をしておくと、いふことだし、それでもあまり芸のない話で、何かもう少し納得を得るような方法はないものか、いろいろ考へているのですが、当面ないので、いま御審議をお願いしております。形になっておるわけなんです。

一年間かけてもう少し合理化されるような方法、あわせて国債償還の積み立て金の方法、こういうものにつきましてもとくと検討してみたい。ぜひひとつ木村先生にお願いしたいのは、何かそれはひとつ名案がありましたら教えていただきたい、こういうことでございます。

○木村福八郎君 あと一つだけ最後に……。何かこっちにげたを譲ると、大蔵大臣突然答弁うまくなつてしまつて、そうすると非常に今度はやりにくくなるわけなんです。

四十二年償以後の公債は、これはあの公債、公社債市場の育成等と相まって考えなければならぬと思ひますが、これは七年ぐらゐの短期じゃなく、十五年とか二十年の長期償といふことになるのです。○国務大臣(福田赳夫君) いまの七年ものといふのは、私はこれは短過ぎると思ひます。これはまあ市中状況等にもよりますが、何とかしてこれをもう少し長期化する、一挙に十年ものといふのはむずかしいと思ひます。漸を追うて長期化する方向で努力をしてみたい、そう考へており

ます。

○成瀬頼治君 最初に伺いたいのは、この三法あるいは五法、税法全体について党を代表して田中先生が質問されたときに、大臣が公債と、そして、減税をいろいろ言っておるのでありますが、その中で、別なことばでいえば、楽しい豊かな暮らしですか、そうして明るい何かということ一つのカッチフリーズですか、そういう中で減税をおやりになったわけだと思ふのですが、そういう場合には、公共料金等の値上げ等があって、物価のはね返りもあって、なかなか、大臣としては減税をおやりになったけれども、そうあなたのおっしゃるような豊かな暮らしになりそうもないじゃないか、一体減税は豊かな暮らしにどうも結びつかぬじゃないかと、こういう趣旨の話があったわけですね。それに対して大臣のほうははなはだ熱心に、おれのほうは三千億の減税なんだということを非常に主張されたのですが、一体今度の減税は、一番そのねらいは、なるほどこの要綱を見れば五つくらい項目はあがっておりますが、それはまあ所得税はこういうわけだ、物品税はこうだ、租税特別措置法はこうだ、法人税はこうだと、こうなっておりますが、ほんとうの今度の減税をおやりになったねらいと申しますか、重点を置かれたのは何でございましょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) それは国をささえる家庭と企業の蓄積を強化する、これが最大のねらいだと思います。

いまは話がありますから、私からも申し上げたいのですが、われわれの社会の共同施設、これは非常におくれておりますね。道路にいたしても、河川、港湾にいたしても、あるいは公営対策というようなことにつきましても、あるいは共同の住宅というようなことにいたしても、あるいは交通、通信にしても、非常なおくれています。これはもう何十年という程度のものではない、たいへんな立ちおくれているわけですね。これは一体だれが直すのだというところ、国以外にないんじゃないでしょうか。つまり、國のやる

仕事が非常にふえているわけです。それからさらに、社会保障制度、これはかつてはできつつあるけれども、厚みをつけていかなければならぬという問題があります。教育水準は日本も相当進んでおりますけれども、さらにこれを充実しなければならぬ。それらのことを考えますと、政府では金がいふん要るのです。とてもそれは国の財政を縮小させるというような状態ではなくて、むしろ充実させなければならぬ。それがまた必要であり、そういうことをやるのが国の責任であるというふうに考えられます。

そういう際に、これを否定するならば格別ですよ。そんな必要はないのだ、国はもう仕事はせぬでもよろしい、社会保障もほうつておけ、教育もほうつておけ、道路も港湾もそう力を入れぬでもいいというなら格別です。しかし、私はこれは承認をされているのじゃないかと思ひます。だれも否定することはできない。その否定できない仕事であるということを考えて、やはり政府は金が必要。

その財源をどうするのだ、こういう問題になつてきますね。これを私は増税に求めちゃいかぬと
思う。もし今度公債を発行しないということにな
れば、増税しなければならぬ。それだけ国民の所
得、資産というものを取り上げることになります
ので、それでは私は今日の企業の状態あるいは家
庭の状態から見て適当でない、こういうふうに考
えますがゆえに、公債というものは国に対する
債権、資産でありますから、最も安全な資産で
す。これを国民に持ってもらつて、そうしてその
かわり税のほうは増徴せざるのみならず、減税を
していく、そうして国民の蓄積をふやしていくの
だ、こういう考え方をとっているわけでありま
す。

一面におきまして、国鉄の問題があり、あるいは郵便の問題があります。国鉄の問題も、国鉄の一般的な輸送状況、安全運転ができるかできないかというせとぎわまで追詰められておりますが、これをほうっておいていいというなら格別で

す。ですから、これは施設の改善をして、そうして利用者の便宜をはかろうと、こういうことでございしますが、しかし、減税はただいま申し上げましたような考え方でやっていくんで、これは私は国民の生活を豊かにする、たくわえを持たしめる、企業にも蓄積を与えるという上におきましては相当の効果をあげていく、こういうふうに考えておるのです。

○成瀬權治君　あなたと私はここで議論するわけではないのですが、私は豊かな生活、楽しい暮らし、そういうふうにはなかなかならぬのじゃないだろうか、こういうことを言いたいのですが、そのことはそのこととして、三千億減税を非常に誇張されるのですが、一体前のかときは、長期の減税等に基づけば減税の規模というものを大体自然増収の何％かに押える、こういう一つの行き方があった。今度はそういうことでなくて、三千億の大幅な減税だと言っている。来年もおそらく公債発行、また減税ということになってくるでしょうが、その場合に減税の大体目安というのですか、

そういうようなものは、何か国民所得に鑑くとか、どこかにめどというものが私はあるだろうと思ひます。今度は偶然三千億をやられた、それを逆算してみたら二〇%というような形になったものか、そういうようなところをどこかめどを置かれての数字なのか、それとも何もなしにやったほうがいいだろう、なるだけ減税をしようじゃないか、租税の負担の公平とか、あるいは景気の刺激等もある、物価も若干上がる、いろいろなことを勘案して出された減税なのか。いろいろなことを加味されると思いますが、何かこれにひとつ準拠して、こちら辺のところは来年もやる、再来年もやっていくのだというような、そういう長期的な展望まで加味された減税なのか、これはどうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) 国民所得に對するウェート、これはまあ一つの標準になると思うのです。あるいは毎年度の自然増収ですね、それの何%というような考え方も、これも一つの標準とい

うようなものになると思う。しかし、それらが私には絶対的なものじゃないと思うのです。一つの目安である。

私はただいま申し上げましたように、企業にも國民にも蓄積を持つていく上の刺激としての減税、こういうことを主軸に考えていきたいのであります。そういう観点から数年間において達成すべき税制の理想的な形はどうであるかということを考えるのが一番適切である。これを私はまあ国会でも済んだならば、その問題を取り上げてみたいと、こういうふうに考えるわけです。目標をつくりまして、それを毎年努力する。しかし、毎年努力はしていきますが、何年度にどれをやるうというようなことは、ちょっと言えません。それは各年度における経済の情勢、また財政力、これと見合いながらその年度のことはきめていきますから、つまり、数年間の間にはこれだけのことをやりたいという目標だけはきめて、これを毎年努力していくという形をとりたいと思っております。

○成瀬憐治君 前の長期答申は、中期計画を受けて、大体こういうふうにしたらどうだろうという形で書かれた。いまおっしゃるように、伺いますと、大臣は数年間の見通しを立てて、そうしてゆつくりやっていきたい、国会が終わったあとにでもやっていきたいというような趣旨ですが、片一方のほうでいえば、経審関係でいえば、何か中期経済計画を直されたものを出されるというようなお話しにも聞いておるのです。私たちも何かその場合に減税というものが出てくる。それでは、何かに過熱した場合に増税もあるかもしれないのですが、何か物価やいろいろなものをもって、名目的なものの上がっていくことは確かですね。だから、国民所得もふえているわけです。そういうようなことを考えたときに、どこかに減税の目安というものがあってしかるべきだと思ふのです。

そこで、私がお尋ねしてはつきりしておきたい点は、そういう何か今度経企庁で出された中期経済計画にかわるようなものができる、それを基準

としてこういう長期的な展望を立てられると申しますか、税制の、減税の見通しを立てられると、こういうことなんですか。そういうことは全然切り離して、大蔵省として税調等と相談をして出されようとしておるのか。非常に中期経済計画というものが前の長期減税とはうらはらになっておった。今度はそれがなくなつた。それを今度はつくると言つておるが、それは無関係にお考えになるのかどうかということなんです。

○國務大臣(福田赳夫君) 私の言つておる長期減税目標、これと中期経済計画、これは検討が大体同じ時期になるわけなんです。そういうようなことから、これは相互に見合いながらやらなければならぬ問題であります。しかし、それが数字的にきちんとしていた関連という状態であるかという、私はそうじゃないと思う。まあ大体両者の傾向をお互いに見合うという程度のものじゃないかと思ひますが、中期経済計画が日本の経済についてどういう見通しをとるか、その間において企業や国民の蓄積というものについてどういう考え方になるか、そういうようなことが税制の考え方に影響はしてくるわけでありまして、数字的にどういうふうにつり合いがとれるかというような程度の問題じゃないと思ひます。

○成瀬瀧治君 いままでの税制改正においていつも答申に出てくるのは、大体従前はいわゆる国民所得が基準だったわけですね、それに対して多い少ないと。その次に変わってきたのが、この間は自然増収の問題になってきた。いままでは基準というが、目標はあなたもあげられたけれども、二点あげられた、国民所得に置くか自然増収か。ほかにはファクターがあるとするなら何があるか、私はなかなかないと思ふんですね。そこで、自然増収ということもなかなか予想されないとするなら、やはり目安は国民所得に置くのが妥当だと思ふわけなんです。何かこれから検討しますからというだけで終わらずに、これからあたりに目安を置かなければならぬじゃないかというものがあつてしかるべきじゃないかと思ふんですがね。二つしか

い。まだほかにファクターがあるというのなら、それをお示し願ひたいし、二つのうちならば、自然増収が今後考えられないとすれば、国民所得が一つしか残らない。ですから、これを目安に置くべきがあたりまえじゃないか、これから検討したいじゃないか。そう思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) これからの減税の原資、財源は一体どこであるか、これはやっぱり自然増収なんです。自然増収は出ないというふうなお話ですが、これはいままでの高度成長型ほどの余裕は出ませんが、これは相当程度のもので出ることを予期しているわけです。ことに、これから経済回復過程ですから、いわゆる弾性値というふうなものをとらえてみても、相当高い弾性値が出てくるであらう、こういうふうに見通しておられます。つまり、国民総生産が伸びますね、伸びますが、これはいわゆるデフレギャップを消していくわけですね。デフレギャップが多ければ多いほど、収益の上から見て、企業にはロスな形になってきておるわけなんです。それが消されて、ですから成長率よりは、むしろ収益率の上昇のほうが多からうと、こういうふうにお思ひます。そういうふうなことを考えましても、決して自然増収が少なうとは思ひません。相当のものがあるだらうと思ふ。

それが一体どういう額になるか、これは一方に因に、三、四年後になれば公債発行額を消す要としての働きをなすわけで、ですから、いま二つの基準の中で一つが消えちゃったとおっしゃいます。これは消えてはいないのです。ですけれども、私はそのときの自然増収が幾らかかというものは、これは減税を行なつていく上の一つの基準にはなると思ひますが、これは絶対的基準じゃない。

それから、国民総生産に対する比率という問題も、これは常に税の負担が、全体としてマクロで見て一体どのくらいなウェイトになっているかと

いうことは常に見ていかなければならぬ問題であるが、これは絶対的な基準じゃない。ことに景気が非常によくなら、国民のふところぐあひもよくなる、企業も収益力がよくなる、こういう際になりますと、同じ税率でありましても、これは負担に対する感じ方というものが違ふわけでありまして。したがういまして、二一％というのがあるいは二二％になつても、ちつともびくともしないという状態になるかもしれぬ。これは私は一つの基準として、国民所得に対するパーセンテージというのは考えるべきだと思ひますが、絶対的なものじゃない。

そういう空氣が財政に反映して、どういう自然増収が出てくるか、そういう状況、それから国民総生産に対して租税負担がどういう割合になるかというふうな比率の動き、これはどこまでも注意深くながめておかなければならぬけれども、それだけできめるわけにはいかぬと、こういうふうにお思ひます。

それで、私といたしましては、これから税制調査会には、ここ数年間において実現すべき理想的な税制の形はどうあるべきかというのを諮問し、われわれも検討していきたい。それがきまりましたならば、その目標に向かって毎年毎年努力を積み上げていくと、こういうふうなことをしたいと思ふのです。もちろん、そういう税制をつくる際において、自然増収だとか、あるいは国民所得の状態とか、そういうものをにらんでこの税制がきまるといふこと、これはもちろんそのとおりでございますが、これから企業にも、あるいは家庭にも、なるべく蓄積を持てるというふうなことを考えながら、国民生活全体の立場で税制というものをきめていく。その際の理想型はどうあるべきかというのを策定いたしましたして、それを追つていきたい、こういうふうになるわけであり

○成瀬瀧治君 そうしますと、長期税制についていつごろそういうことを諮問されるわけですか。それが一つと、それから、来年の減税になるか、

そういうことは一応長期減税答申とにらみ合つた一つの税制改正が行なわれるというふうに了解したいわけですね。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ検討のスタートは、国会が終わつたらなるべく早くやろうと、こういうふうにお思ひます。ただ、その結論がいつになりますか、これはまだ見当もつきませんが、四十二年にすぐそれを実行にかかるといふと、かかりたいと思ひます。しかし、財政の展望からいいますと、四十二年、三年度というものが非常に苦しい。減税の財源は公債じゃありません。公債じゃなくて自然増収なんです。自然増収と自然歳出、この両者を並べて検討してみますと、四十二年、三年度というものは非常にそのバランスがデリケートな時期になるわけなんです。まあいろいろふうをして、目標ができましたならば、その実現のために努力いたしますけれども、そのサブスタンスなものが四十二年度で実現できるかという、今日はまだ私は悲観的な見方をせざるを得ないわけであり

○成瀬瀧治君 大臣がそういうふうにおっしゃるなら、私も納得できるんですよ。だから、そういうふうな――まあこれは私のほうの聞き方も悪かったかもしれぬけれども、私は何としても国民所得等に置いていただけは来年度も必ずできると。それから景気の見通しについてえらい強気な話もありましたけれども。

それから、先ほどの木村委員の公債の問題について、七年と言われましたけれども、この前は七年たつたら必ず返すというふうなことをおっしゃった。きょうお話し聞いていると、なかなかそのことが借りかえもやつていかなければならぬ、なかなかむづかしい情勢だと、こういうふうな見通し等についても、私たちも実は慎重な見通しを立てておるわけです。ところが、大臣のいまのお話を聞いていると、なかなか強気だったから、それならどうもそんなに強気なのだから出てくるのかと思つておつたのですけれども、きょうお

それで、いままでの税制改正というのと、大体八割以上を所得税の減税に回し、その他が二割程度だと。今度どうしようかということを考えたのですが、今度はまあ減税が平年度ベースで三千億になる、この際に、従来いわれておりました、まあ相当大多数の人から要望されておる問題があるんです。その問題も解決しておこう、こういう考え方を一つとったわけです。それが税率調整の問題であり、それから一つは相続税の問題、一つは物品税の問題なんです、この三つなんです。それからもう一つは、いま中小企業が長期不況で非常に苦しんでおる。これに特別の考え方をしなければならぬという考え方をとったわけです。まあこれ

掌握なさる方なんですけれども、実際に物価が一方で上がっていく。そうして実際に経済を担当しております、家計をやっております者の側からいいますと、支出は今度の減税でも、もう標準ぐらいのほんとうに普通のサラリーマンで、みんな支出は赤になっていくわけなんです。それで、さっき、共同施設がおくれているから、こちらのほうにたくさん国の財政は向けなければならぬのだとおっしゃる。それは私ももう大賛成で、その点は非常におくれていると思うんですけれども、しかし、共同施設というの、何を意味なさるか、たとえば社会保障なんかの費用は非常に十分だと思ひますし、それから教育費なんかもそれ

くという私の考え方の目標というものを申し上げているわけです。それに向かつて一つ一つ積み上げていくのだ、積み上げが今日始まるわけなんです。

昭和四十一年度において社会保障がどうなるか、こういう話でございしますが、予算でいいますと、二〇％大体ふえるわけです。予算全体の伸びは一七・九％であります。それから国民総生産が一・一％、それから失業者のサラリーが一・二％、それから生活保護世帯のあれが一三・五％、そういうふうに伸びますが、医療保障に非常に金が必要なのであります。そういうようなものを含めまして、大体会社会保障が二〇％ふえる。一般行政費の

はそういうものも考慮しながら、八十万円というものを実際にどういうふうなものにするかは考えていかなければならぬ、そういう考えでございませう。

○田中寿美子君　そうしますと、大蔵大臣も現在のところ、六十三万円よりも八十万円までに最低限を上げるほうが好ましいとお考えになっているというふうに考えてよろしゅうございますか。

○國務大臣(福田赳夫君)　この数年の間にはぜひ実現したい、こういうふうに考えております。

○田中寿美子君　それはつまり、いま四十一年度の割合で八十万円というふうに考えるのですね。これは念を押しておきます。

それから、先ほどお話が出たと思いますけれども、給与所得者の退職金に課税するというようなこと、この点も非常に無理があると思いますので、考慮していただきたい点でございます。

それから、租税特別措置なんですけれども、税負担の公平という点でたいへんここに問題があるのですが、そうして税制調査会の答申でも整備縮小をいたしていくようにということになっておりますけれども、四十一年度の二千二百二十億円の減税総額のうち、大臣の御説明ですと、これは非常に中小企業のために大部分を使うような御説明なんですけれども、実際はいかがでしょうか。大蔵省からいただいた資料で見ますと、大企業のためと中小企業。この中小企業というのは一億円以下の企業という考え方のようですけれども、そうでございますか。

○政府委員(塩崎潤吉) 私どもが使っております中小企業という定義は、法人税法におきましては一億円以下、一億円超の法人を私どもは便宜上大法人と、かように言っております。

お話のありました点でございますが、二千二百二十億円のうち、税目別にこの収税項目を見ますと、千六百五十三億は所得税でございます。で、法人税が四百五十一億であり、その他が百十六億でございます。そんなような関係で、大臣が先ほどおっしゃいましたように、特別措置の中の一部が大企業に使われているのではないということをお申されておるのでございます。そうしてこの所得税の分を除きまして、いわゆる企業の分を抜き出してみますと、いま申し上げました一億円というところで境界を分けて、企業にかかる減税分を見ますと、大企業分は三百三十八億、中小企業分は四百六億となっております。したがって、企業分を一〇〇といたしますと、大企業が四五・五％、中小企業分が四四・五％、こんなような数字になります。その他がいずれにも属さない分でございますが、そのうちの大部分が、これも大臣がしばしば申されておりますように、貯蓄奨励にかかるとでございます。

○田中寿美子君 中小企業と申ししても、定義がいろいろあるんですね。それで、ほんとうに今日倒産して非常に苦しむのは中小零細企業のはうだと思ふんです。先日予算委員会の公聴会に出てこられました生活協同組合の理事の竹井三子さんの公述の中に、主婦たちが集めて一口二百円でやっています生活協同組合、一千万円の資金なんだけれども、自分たちに税金がかかってくることで非常に苦しい思いをしている、ほとんど無報酬で働く者以外、あとは従業員には払っているけれども、理事たちは無報酬で働いている、そういうところに対して、租税特別措置なんというものは何にも恩恵を及ぼさないということの公述がございました。ですから、ほんとうに中小企業のためということでしたら、もっとこれは比率なんか改めていただくべきものではないかしらと私は思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(塩崎潤吉) おっしゃる点は、消費生活協同組合に農協あるいは中小企業協同組合と同様の留保所得の半分を課税所得から控除するといった特別措置がないと、こういうことでの御指摘からだろうと思ふんです。この点につきまして、私どもも大臣も衆議院の大蔵委員会、その理由、さらにまた将来の方向につきまして御答弁がございましたが、そういう方向で検討してまいるかようなことになっております。

○成瀬福治君 大臣、いまあなた所得税に重点を置いたと、六対四だと、こういうお話ですが、これは計算が違ふかもしれぬけれども、私の調べた資料によりますと、昭和四十一年度では所得税の軽減が九百二十億、四十一年度は千四百六十五億、それから企業分は四百六十億、三十五億、三対一の割合、六対二です。四十一年度になりますと、所得税は千四百六十五億、企業減税のはうは千五百十五億、七対五という比率になっているというふうに資料で計算をし、どうも大臣のおっしゃられるような数字にならないと思っておりますが、ちょっと数字が違ふのかな……。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○成瀬福治君 どうもいまの数字が違つておるようですが、考え方として六対四になっておるから所得税の減税に重点がある、これは私、あとで一番数字の比率の問題については資料を調べて質問し直したいと思ふんですが、少なくともいままでの税制調査会のあり方としては、企業減税、企業分は、法人税については諸外国に比較して高くないという立場をとってきている、いままでの税制調査会というものは、ところが、今回は、お聞きしておりますと、中小企業等の内容が非常にふえない、したがって将来の立場等を考慮して思い切つてこの際減税したのだ、こういうふうなふうに承る。そうしますと、いままで法人税は高くないと指摘してきた、諸外国に比して高くないと言ってきたのは間違つておつたのか。それとも今度減税することによって、日本の特徴であるところの中小企業が非常にえらいからこの際は思い切つてやったということになるとするなら、いままで法人税は高くない高くないといつて、しばしば税調なり大蔵省もそれを認めておみえになったのですが、そういう態度と矛盾があると思ふんですが、こういうような点に関連してはどういうふうに説明をされようとするのか。ただ単に中小企業はやりくりできなかったからこの際思い切つて、こういうことなのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 法人税の税率は、その税率自体から見ると、諸外国に比べてそう高いほうでもないというふうに思われるわけです。そこで、ただ、わが国の場合は事情が違います。その善積が非常に少ない、そこが非常に違うと思ふんです。これは個人の場合も同じだと思ふのであります。同じ税率であっても、諸外国の場合の善き方とわが国の場合の善き方とは非常に違つてくる、こういうふうな認識を持つわけでありまして、私は前々から言っておりますように、とにかく企業でも家庭でも善積を持たせるように経

済政策が運営されなければならない、租税政策もそれに協力するものでなければならぬ、こういうふうに考えるわけです。特にその場合で中小企業の立場というものを考えなければならぬ、こういうふうに考えますので、今度は中小企業につきましてはそういう考え方の中でも特例的な厚い考え方をとっている、こういうわけでありまして。

○木村福八郎君 どうもことばにこだわらなければいけません、善積が少ない善積が少ないと言いますね。われわれの考えですと、とにかく善積は過剰ではないかと思ふんですね。というのは、設備過剰ということは、資本としては有効需要と比較したらこれは過剰なわけでしょう、善積が設備投資というものは、これはつまり資本の善積ですわね。ですから、諸外国に比べて善積が足りないというところはわかりますよ。諸外国のほうは歴史が長いのですし、しかも、日本の現状では善積が足りないというのは何を基準にして善積が足りないか。それは善積は多ければ多いほどいいのですけれども、資本主義のメカニズムを前提にして考えた場合、やはり有効需要との関係でバランスを考えながら善積をしなければならぬでしょう。ところが、バランスを考えれば、これは善積は過剰ではないか。しかし、それも日銀からオーパレーションというような形で必要な善積を上げる、また外国から借金までもして善積をやっているでしょう。ですから、そういう意味では善積が過剰ではないか。ただ、大蔵大臣の言うのは、その過剰な善積を信用インフレでやったわけですから、それを財政に肩がわりする、こういう意味ではないかと思ふのです。公債を発行するという意味は、その民間の企業に善積を与えるというのじゃなく、過剰善積になって、信用インフレでやっていった、金利負担に追われてしょうがない、それだから政府が公債発行して減税して軽くしてやるということは、これはただ肩がわりしてやるということじゃないかと思ふのです。

それからもう一つは、個人のはうの善積にしたつて減税による善積と公共料金引き上げによる

マイナスと比較しますと、はるかに公共料金の値上げによる負担のほうが大きい割合です。ですから、そちらのほうだけ度外視して減税をとらえて、これで個人の蓄積をふやすふやすといったって、私は論理が合わないと思うのですが、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 公共料金、公共料金とおっしゃいますが、国鉄が企画庁で計算したところではわずかに〇・七%のウェットだ。それはそれといたしたあれじゃないのです。米がどうだ。これは〇・三%だという。合わせて一%になるかならぬか、こういう問題です。われわれがいまやろうとしていることは、所得をとにかく七・五%実質的にふやしていきこう、こういう政策。その際におまけに三千六百億の減税をしよう、これは響くです。決してあなたのおっしゃる通りに相殺するということな程度のものじゃない。あなたは、国民総生産の、また国民所得の増加についてはきわめて消極的で、高い関心を示されませんが、われわれは総所得をふやすのです。総所得をふやして、しかも減税をしていこう。これはもう必ず残る、そういうふうを考えておるわけなんです。

それから、第一の問題は、蓄積が多いという。私は企業経営のあり方なんかを見てみると、工場がたくさんできた。これは確かに過剰投資です。しかし、あれは借金がああいう設備に化けているんだ、それじゃいかぬと。そうじゃなくて、手金でああいうものが大体においてできるような状態にならぬと、ほんとにミクロの立場から見た経済というものは安定しない。さらに、そういう工場がたくさんあるという状態は、マクロの見地から見てきわめて不安定な経済だと、こういうことを言っているわけなんだ。設備の過剰であるということは、これはお話のとおりです。

○木村福八郎君 関連ですから、あんまり私の質問が長くなるといふかね、私は資料を要求しまして、米価引き上げによってどれくらい国民負担はふえるかという資料を政府からもいまし

た。そうしたら、六百二十八億圓国民負担はふえるのですよ、八・六%引き上げによりまして。それから、鉄道運賃引き上げによりましては、千六百三十億圓国民負担がふえるのですね。それから、政府管掌の健康保険料引き上げによって四百二十八億。それから、郵便料金引き上げによりまして、二百八十六億圓国民負担がふえますね。それから、国民年金の一万年年金実現のための料金引き上げによって、四十四億圓負担がふえるのですよ。

○委員(徳永正利君) 厚生年金……。○木村福八郎君 厚生年金。ありがと、自民党から応援してもらおうとは……。〔笑〕それから、私鉄運賃引き上げで約三百億、それを合わせますと、約三千五百億圓ぐらいいなるんですね。もちろんこれは全部が均等に負担するんじゃないですけれども、しかし、これは大部分は一般国民の負担で、間接税よりはもっと私はきびしい増税のようなものだと思うんですよ。それと、それじゃ所得税幾ら減税かという、千二百八十九億でしょう。これと比べてみれば、それはその負担のほうがはるかに大きい。

それから七・五%、これは実質成長率を見ているわけですから、しかし、それは総平均でいいますよ。所得のふえ方は人によっていろいろ違うわけですからね。また、実際問題として五・五%の消費者物価の値上がり、これも総平均なんですよ。それから、物価の値上がりが一番大きいのは、とにかく生鮮食料品でしょう。そうすると、エンゲル係数の高い人ほどその影響は高いわけですよ。そうすると、総平均比だけじゃいけないと思うんですよ。やはり実質的に、家計からエンゲル係数をもとにして比較してみませんとはいかないんじゃないか。

ですから、大蔵大臣、日本銀行の中に貯蓄増進委員会というのがありますね。あそこでは貯蓄に関するアンケートをとってらるんですよ。四十年のあれを発表しています。それで、物価値上がりによってこれまで貯蓄をしていたのが減っ

ちゃっているパーセンテージが何%であるか、それから貯蓄していたんだけれどもできなくなっちゃった人がどのくらいあるかという調査を、ちゃんと具体的にしているんですよ。そうすると、四十一年に五・五%あるいはそれ以上に消費者物価が上がった場合に、はたして今度の減税程度で家計の蓄積をふやすというものは、これは所得階層によって違うかもしれないが、一般家庭においては、ことばだけで、実際にはそういうことは困難ではないかと私は思うんですよ。

それから、資本のほうについては、大蔵大臣はつきり認めたから、それでいいんですけど、資本の蓄積が過剰であるというものは、それはもう認められたわけですよ。ただ、その借金を民間会社の借金にするか、政府の借金にするか、なんぞというんです。それをわれわれが、信用インフレを財政インフレに転嫁すると、こう呼んでいるわけですよ。どうなんですか、それは。

○國務大臣(福田赳夫君) どうも木村大先生と私は見解が違ふんですがね。国鉄の料金を上げた。国鉄の料金を上げて、それを一体何にするかという、利用者に対するサービスの改善です。安全の保障というふうなものになってはね返ってくるわけですよ。また同時に、その金は何になるかという、これは物の注文として、車両メーカー、その下請、こういうふうに戻り回って国民経済の中に溶け込んでいくわけですよ。同時に、その最終消費は何かという、これは賃金ですよ、結局賃金になっていくわけだ。国鉄に働く者あるいは下請に働く者までも含めての賃金になっていくわけですよ。それだけ国民総所得がふえるわけなんですよ。そういうものの集積がとにかく七・五%。これは形式的物価要因じゃないんですよ。これは実質でそれだけふえる。形式的にいえば、一%以上もふえるわけですよ。

で、そういう中において、減税が三千六百億圓行なわれる。これは相当の蓄積効果を持つところ

いうことを申し上げておるわけなんです。木村先生は、どうも所得を増加せしめるということにはあまり熱心でもなく、またそれに考慮を置くこときわめて薄いと、そういうふうにおっしゃるんですが、私もそうじゃないんだ。大いにふところがある、いよくして、その上さらに減税をやっている、こういうのでありますから、必ずこれは蓄積の効果をあげる、こういうふうな確信をいたしておるわけですよ。

○木村福八郎君 じゃ、簡単に。四十年の総理府統計局で発表しましたものでは、四十年でも一応成長はしたんですけど、成長のしかたが低かった。賃金は実質的に下がっちゃっているんですね。四十年は、政府は四・五%の消費者物価値上げを予定したけれども、七%以上上がった。そうすると、実質賃金は切り下げられているんですよ。そういう状態を私は頭に描いておる。

○國務大臣(福田赳夫君) それを改善するんですよ。○木村福八郎君 そうなると、この程度の減税で蓄積をふやすといったって、これはことばだけで、ふえない。一方で減税しながら他方でうんと負担をふやしていくと、相殺分がむしろ大きくなって、負担の増加のほうがむしろ大きくなる。多少実質的成長によって所得がふえても、そうならないというのはいけません。私は四十年みないになるんじゃないかと、こう思うものなんです。

○國務大臣(福田赳夫君) 四十年は、これは国民経済の成長が大体において横ばいという状態です。でありますから、消費者物価が上がりますると、実質的な生活内容というものは切り下げられていく。ほぼそういうような傾向の数字も出ておるわけですよ。しかし、今度はそうじゃないのです。今度は四十年に比べて実質七・五%の成長をさせよう、形式では一%以上の成長をさせよう、こういうのでありますから、形勢は一転してくるわけなんです。そこへ減税をやろう。七・五%というのは、物価騰貴というふうな要因は一切見

ていないわけですね。一・一％というのは物価騰貴という要因も入れているわけですね。その一・一％という場合、物価をその中に考えておられますが、その中には、御指摘の国鉄料金はね返りだとか、郵便料金はね返り、そういうものもみな入っているわけですね。それらを勘案して考えても、七・五％の実質の成長がある。その際の減税というものは、私はいままで二、三年のような状態ではない、こういうことを申し上げておるわけです。

○木村義八郎君 結局、問題は物価ですね。物価をどう見るかということになると思っています。ですから、この点は私はこの程度にしておきます。

○成瀬瀧治君 非常に中小企業の減税をたくさんやったような御説明ですけれども、そういうことについても、資料でいえば、あなたのほうのお出しになった資料で分ければ、やはり企業減税というところは大きなところが大体中心になっていると思う。

塩崎さん、数字をちょっとお聞きしたいんですが、租税特別措置法によって、先ほど田中寿美子さんに答えられた中で、所得税関係で千六百五十三億、法人税で四百五十一億、その他で百十六億、こういうような数字をあげられて、二千二百二十億が租税特別措置法による減税だ。そこで、これを大、中に分けるといふのはおかしいかしれません。中小企業関係と、いわゆる資本金一億以上のものと以下のものとに分けるということではできません。それからもう一つは、同じ所得者の中でも、保険料だとか基礎控除だとか、そういうこともあると思うんです。ありますが、配当あるいは利子、そういうようなものでいえば、これはおおよそ低所得者には関係のないことだと思えます。そういうような分け方であつた方の何かまとめた数字というものはございましょうか。

○政府委員(塩崎潤君) いまおっしゃいました点は、私も、木村委員の御要望によりまして御提出申し上げました昭和四十一年度租税特別措置法の資料の減収額から推算いたしております。で、その減収額は、御存じのように、貯蓄の奨励、内部

留保の充実、技術の振興及び設備の近代化、それから産業の助成その他といったような分類でしてございまして。御指摘の貯蓄奨励の中に利子、配当についての特例がございまして。これはもうほとんど所得税でございまして。その中でもたとえ少額貯蓄利子の非課税の類は小所得者であり、生命保険料控除は四百もあるけれども、小所得者にも影響しておる。こんなふうな考え方をとることも可能でございまして。どのあたりを小所得者といふか、その基準は問題でございまして、企業が、かかる分は、先ほど申しました一億円超で分けましたが、所得者につきましては、一つの基準、仮定を設ければ、おそらく御指摘の資料はできるかと思ひますが、そのあたりどういふふうに基準を設けるか、これはよほど慎重に検討してみなければなりませんし、また、成瀬先生の御意見を伺えば、計算も可能かと思ひます。

○成瀬瀧治君 私、その所得がたとえ二百万までくらいというところ——三百万未満と、その辺で切られたらどうかと思ひます。それから、法人税のほうでいえば、四百五十一億というのは、そうするとこれは一億超の人たちの租税特別措置ですか。

○政府委員(塩崎潤君) 法人税はもうすべての法人の利益に適用がございまして、四百五十一億は法人のみならず中小法人にも適用のできる租税特別措置でございまして。

○成瀬瀧治君 法人のほうも、たとえば中小企業構造改善準備金、これは一億ですか、中小企業貸し倒れ引き当て金九十四億とかなんとかいふのがございまして。それも私はそういうふうなふうに分けていただくかと思ひますがね。とともに、資本金一億とある、こういうのと中小企業基本法との関係はどうなつておるんですか。

○政府委員(塩崎潤君) ただいま税法上の大法人と中小法人についての分け方の一億について、中小企業基本法との関係いかん、こんな御質問だと思ひます。基本法は資本金五千万以下あるいは従業員三百

人以下、この二つが定義になっております。したがって、資本金が一億になりましても、従業員が三百人以下ならば中小企業の範囲に入つてまいります。で、税法もそのあたりどういふふうにごれを取り入れていいか、いろいろ考えたんでございまして、税制では、どうも従業員基準というものは常に動く要素でございまして、税務のトラブルがそんなふうなことで起こることも国民経済上は望まぬところである。そうなりますと、少し資本金基準は上げて、従業員基準はやめたほうがよろう、こういうことになってございまして。さらにまた、過去におきまして特別償却を中小企業に適用します際に、やはり資本金一億円というのを、私が税制一課長でございしたもう三十四年ごろから用いておりますので、そんなふうな意味では資本金一億円を基準として、大法人、中小法人の限界といたしました。

○成瀬瀧治君 あなたのはうで一億にすることに、中小企業の人たちは恩典にあつたやうなことは何にもないでしよう。ただ、減税は中小企業にこれぐらいやっておるんだという、額だけがふえるというだけではないんですか。資本金五千万円を一億円に引き上げられることによって、何か恩典が違ふやうなことはあるんですか。ただ、あなたのはうの資料のやり方で、減税を中小企業にこれだけ向けたから、これだけ多くなつておるんだというやうに——そんなふうに一億円に上げられたんだが、従業員三百人というのとはつきにくいからと。こういう二つの柱、資本金と従業員の数、それで法律の適用はそれ以外にはないわけですね。中小企業金融公庫、商工中金あたりの、公庫の融資対象からはずさるかと、いろいろのことがあるわけですが、何かあなたのほうは一億にすることによって、そういう点で特別のものがあつたら、お聞かせを願ひたい。

○政府委員(塩崎潤君) もう成瀬委員御承知のように、今回の税制は資本金一億円というところから、相当仕組みを変えたつもりでございまして。法人税の基本税法におきましても、昭和三十六年か

ら中小法人の競争力の強化という見地から、年所得三百万以下の法人税率は六％の差を設けておりまして、基本税率は三七％でございまして、年所得三百万以下につきましては三一％、こういうことといたしてございまして、この制度はもう当時から大法人でも中小法人でも全部適用するやうな仕組でございまして。したがって、何十億の大法人でも、その下積み三百万円以下は三一％の税率の適用がある、こんなやうな仕組みになっております。

しかし、このことをよく考えてみますと、中小法人の体質の強化あるいは競争力の援助といったねらいが、これはおかしいではないかと。この制度はひとつ中小法人だけに適用するやうな仕組に今回改めたらどうか。したがって、一億円超の法人は今度は三七％が三五％に下がります。一本税率でございまして、年所得三百万以下でも今度は三五％でございまして。一億円以下の法人は、これはいま申しました年所得三百万未満というのとは依然として置きまして、しかもその軽減税率は三七％が三五％に下がる、これは二％でございまして。特にこれを現行の三・一％から三・三％に引き上げて二・八％にするといったやうな仕組みを講じ、さらにまた、特別措置におきまして、たとえば一億円以下の中小法人は貸し倒れ引き当て金の率を、大法人と違ひまして、二割増しに引き上げるといふことといたしてございまして。

したがって、それは五千万というところに持つていけば、五千万と一億の間の法人がその恩恵はなくなるだろう。もちろん、五千万にして、もう少し利益を高くするやうなやり方もありましようが、これは先ほど申し上げましたやうな中小法人の定義のこと、さらにまた私はこういうことが、税制上の資本金について、現在もそうでございまして、増資の抑制というやうなことに働いて、これは国民経済上むだだと思ひます。そんなやうなことを考えまして、やはり現在のところ資本金一億円以下と一億円超で区切るのがよいところでは、過去の沿革も加味いたしまして

適當ではないか、かように考へて御提案申し上げてゐる次第でございます。

○成瀬權治君　そうすると、基本法との間の食い違いがある。税のほうは一億円なんだということなんです。これは何かやはりいろいろな点で食い違いが出てくるわけですね。たとえば所得税でいへば、われわれのような住民税、普通の地方税と国税との関係でもいろいろな計算が違つて、なかなかわかりにくいわけですが、今度こういうことになつてくると、資本金の問題で区切つてゐるから、はつきりしてゐると言われても、通念として中小企業と普通といわれたときは、資本金五千万というふうな区切るのが普通なんです。そここのところは何か税制上わかりやすいという意味で、どっちが妥当だということじゃないんです。そういう恩典があれば、これは受けたほうがいいですから、そういうようなことで、一ぺん何かちくちくに出てゐるものをどつかで整理して行くということでは考えられませんか、実際に。

○政府委員（塩崎潤君）　成瀬委員の御指摘の点、私も非常に気にしたところでございます。中小企業と十分打ち合わせたところでございまして、基本法のみならず、機械工業振興法にいたしましても、他の法律でも、おっしゃる通りに、必ずしも基本法と合致したような中小企業定義になつていないように見受けられます。そんなような点も考えましたのでございまして、先ほどから申し上げましたような理由から、やはり従業員基準が、どうしても税のように毎年の課税というふうなことになるかと、どうしても従業員基準というものが入りにくい。金融のように弾力性のある、さらにまた臨時的にとどまるといった場合には、確かに従業員基準ということもいいてございまして、けれども、私もはつきり脱税とか、租税の回避とか、どうもむずかしい結果を招来するような場合には、不安定な、トラブルの多い従業員基準というのはいくつかあります。どうして、どうして五千万というところで区切りますと、従業員三百人の問題が出てまいりまして説明がつかない

ということ、十分私も考慮し研究したわけでございますが、中小企業と相談の上、こんな御提案を申し上げた次第でございます。もちろん、今後でもできる限りこういう方向に統一する方向は各方面とも研究していただきたい、かように思つております。

○成瀬權治君　私は資料の問題から少しお尋ねしていただくんですが、一度租税特別措置法をまあ世にいう中小企業基本法に基づくほうで区切るということですね、それから、所得のほうは三百万未満でどういふふうな形になるかというふうな資料をべんつくつていただいて、どうも結論的に私が言いたいのは、租税特別措置法というのは大きい人を大事にしてゐるんじゃないかという感じが言いたいわけなんです。そういうふうな私たちの言いたいような資料になるのかならぬのかわかりませんが、そういう資料をひとつお出し願ひたい。

○政府委員（塩崎潤君）　従業員三百人が非常につかみにくいので、非常にむずかしいかと思ひますが、ぜひ私も推計を加へ、あるいは中小企業と相談しながら、つくつてみたいと思ひます。

○成瀬權治君　各論についてですが、各法律案については逐次いろいろまた別な機会に取り上げたいと思ひますけれども、租税特別措置法ですね、これは税調等もあまりふやさぬほうがいいんじゃないかというのをしばしば指摘しておる。今回これが広げられた。何か既得権等になつてしまつて、なかなか容易じゃないかと思ひます。そこで、この租税特別措置法の問題について基本的な考えをまず第一に承りたい。

それから、この前のお話を聞くと、配当、利子の問題、これは少し残しておいたほうがいいというふうな御意見だったんですが、これもやめたかどうかという税調の、何というんですか、勧告というんですか、答申があつたと思ひますが、何か税調が答申しましても、そういうふうなことにつ

いては大蔵省が都合が悪いからやめぬというなら、税調の意味がないと思う。ですから、そういうふうなことに、大蔵省は税調の答申に対してどうしているのかという基本的な問題を伺ひたい。

○国務大臣（福田赳夫君）　租税特別措置は、所得税あるいは法人税等に対する特例ですから、これは私は将来は一本化、つまり廃止すべきものである、こういうふうな考へております。

ただ、租税政策がそのときの経済政策ともマッチしなければならぬ面がありますから、一がいに一挙にというわけにはなかなかいかぬと思ひます。この間利子所得、配当所得に対する特例を廃止しようというお話がありました。これは原則論としては、特例措置であるからこれは廃止する、そういうふうな考へていきたいが、これをいま、来年期限が来るから、廃止することをここで言明せよと言われましても、そう簡単には言明はできません。特にそういう制度が今日現存しております。貯蓄やその他の経済政策にどういふ影響を及ぼしているかというのをよく見きわめ、これを撤廃してもそうたいした弊害がないという見通しがあつて初めてこれが改廃ができるので、いまここで言明はしません。心持は将来の方向としてこれを整理していきたい、こういうことを申し上げてゐるわけでございます。

税制調査会の答申は四十一年度、つまりたたいま御審議を願つてゐる法律案の改正ですね、これはすべて税制調査会の答申に基づくものであり、そのとおりである、そのとおりのものを御審議をお願いしてゐる、こういう状況でございます。

○成瀬權治君　これに関連して、少しほかの問題に触れるわけですが、実はこの前開発銀行のことに関連して伺つたんですが、たまさかいわゆる体制金融ということばが出てきた。これも源は、御案内のとおりの特振法に基づくものである。大臣がお見えになりませんでしたから、要望として申し上げておいたんですが、特振法がつぶれてしまつた、実質的に。ところが、動いてゐるわけ

すね。開発銀行の資金が流れてゐる。実質的に動いてゐる。こういうことは、何といたつて議會を否定することになると思ひます。その姿勢でいへば、いいことだからやるのだということでは済まされない問題だ。よしあしを越えて、こういうことは一度はかつてみて、それが法律として國會で通らなんだということは、いい悪いの問題じゃない。したがつて、こういうふうなことは、なるほど通産省の歳出から問題で、それから、ここで議論したくないと思ひますけれども、そういう姿勢が間違つてゐるという点は、少なくとも大蔵大臣は正すほうの側にある、ゆがめるほうの側でない。ですから、今年度は七十億ほど組まれてゐるというんですが、これを動かすことはやめてもらいたいと思ひます。もちろん四十年度の手算はまだ使われてゐないんです。これを動かすことはやめてもらいたいと思ひます。四十年度の四十億ほど使われてゐないが、そういうふうなことに、いわゆる税調の答申に對し今年度は一〇〇%守りましたと言ふが、なかなかそう守られておられないことも聞かれます。ですから、税調等には、問題等についても、尊重したというからには、よしんば違つても、一〇〇%と言わなくても、九十九%あるいは九十九・五%までは、答申を受けたというなら、税調には、かゝた意味がある。いま申しましたような問題は、國會で否決された問題は、何といたつて、事の善悪を越えた私は問題だと思ひます。これはひとつ凍結をしてみたいと思ひますが、そういうことについてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣（福田赳夫君）　開発銀行の任務は法律で規定してゐるわけですが、私はその文言は忘れませんが、趣旨とするところは、産業の開発発展のために、他の金融機関でなかなか行ないがたいこういうものに対する融資をするというところにその任務があると思ひます。ですから、そのワタを越えまして開発銀行の融資が行なわれるということがあると、これは私は法の趣旨に反してゐる、こういうふうな思ひます。ですから、大蔵省

としては、どこまでも法の趣旨を尊重して対処していくと、こういう考えでやってまいります。

○成瀬權治君　そうすると、いわゆる体制資金というのをごさいますか、御存じですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　名前は聞いたことありませんが……。

○成瀬權治君　名前を聞いたことがないと言われれば、これはちょっと問題外になります。実際は、繰り越してあるのが四十億なんです。そして昭和四十一年度は七十億というところは、これは常識になっておるんですがね。大蔵大臣が知らぬと言われちゃちょっと困った話で、そういう答弁は、うそも方便ということがあるから、それなら私も承知しけれども、開発銀行がやるのは、たとえ造船だとかなんだとか、いままでは項目別に分けてきちとしておった。その他の中に何が入るかというところはいろいろあると思うが、少なくとも、御案内のとおり、特振法に基づいて何と何に出るかというところはあったわけですね。それに対して、産業基盤の整備強化のために融資するというところはちょっと好ましい姿じゃないかと思うんですがね。法を守るとおっしゃるなら、文字どおりやってもいいじゃないかと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　成瀬さんが具体的にどういうことを頭に置かれて言われているのか、それがよくわからぬもんだから、答弁しにくいのですが、開発銀行は、日本の産業の開発発展のために必要であって、しかも他の金融機関ではなかなか融資することが困難な事情があるときに融資を行なう、こういうのですから、そういう範囲を越えていろいろな融資を行なうということは私はよろしくない、その原則は守っていきますと、こういうことを考えておるわけです。

何か具体的にお話があれば具体的に答へ申し上げますが、体制金融ということばをお使いになるんですが、よくこれは新聞でそういうことを言うのです。しかし、私どもは体制金融ということばは別に使っているわけじゃないし、どうもそれ

だけではお答えがしにくいので、ごさいます。

○成瀬權治君　委員長、ちょっと速記とめてください。

○委員長(徳永正利君)　速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君)　速記をつけて。

○成瀬權治君　物品税ですが、これがたいへん引き下げられて、通産省は減税した分だけは値段を下げてよというのを盛んに言っておられる。私は、物品税の改正等の問題なんか、通産省ともいろいろとあなたのほうで御相談願っておやりになっておると思うが、それが一つの条件になつておるのかどうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　条件とまではいってありません。おりませんけれども、十分話し合いをしながら進めております。なお、詳細必要であれば、政府委員から……。

○成瀬權治君　なぜそういうことを言うかということ、入場税の例があるわけですね。下げよということになって、あのときは相当大蔵省も努力されて、何か掲示板なんかつくって入場税の減税をちゃんとやることになった。そしてどのくらい続いたか、ちょっと記憶ありませんが、あまり長続きしなかった。そしてまた戻っちゃった。そういう苦い経験もあり、これが朝令暮改式のものであると、非常に、何と申しますか、法律は守らにやならぬと、政府の行政指導というものは相当私はウェイトがあつてしかるべきだと思つております。それが何かなしきつになつてしまつと、国民に与える影響というものは非常に大きいものだと思つておるわけですから、どうしようもないきつになつておるのか、そこそこをお聞きしておるわけですね。

○政府委員(塩崎潤君)　成瀬委員の御指摘のように、物品税は消費税でございます。消費税は本質的に、本来消費者が消費税を負担するたてまえでございまして、間接的に徴収される業者の利益とすべきものでないことは言うまでもございませう。そんな意味から、今回の物品税の減税はひと

つぜひ価格引き下げの形で実現させていただきたいということ、二月八日の閣議了解もいただきました。昭和三十七年と同じような姿でひとつ価格引き下げを実現したい、かように現在努力中でございます。確かに入場税のお話も私も記憶がございませう。このあたりはひとつ今後とも十分注意してまいりたい、かように思っております。

通産省がこれは中心となりまして、各業界と話し合つて、現在のところ、新聞紙上をにぎわしておりますように、業界によって若干の反応は違つておりますけれども、大体減税相対分に近いものは引き下げよう。ただ、現在のところやはりいま控えという問題が業界にとっては非常に苦痛である。したがって、とにかくぎりぎりのところ、その姿を出したいのがその中心でございませう。大体各業界に、通産省はこんな方向でいきたいというこの案は出しておるわけでございます。

さらにまた、私ももういっただけを強力に進める意味で、四月一日から値下げになる、そうなりますと、三月中に蔵出したものが高いのは、これはとても四月一日で値下げはできないと、こうなります。これも三十七年に実施したのでございませうが、いまからひとつ未納税制度といふか、こうで、税金は全然納めないで一定の場所までの蔵出しをして、そこを製造所と見て、そこから出たときにはじめて課税する。それは四月一日以降に課税するわけでございますが、そうなりますと、減税の将来のことについて不安なく蔵出しもできる。こんなふうな姿で現在のところ四月一日以降の値下げの実施を進めております。

さらにまた、成瀬委員のような御心配もございませうので、私も残つておるものにつきまします。さらに考える将来の減税というものは相当ございませうので、今回税金の引き下げがあるにもかかわらず価格を引き下げないものにつぎましては、ひとつ十分注意して、今後の減税にも影響するような考え方をとりたい、かように考えております。

○成瀬權治君　大臣の御答弁によると、確約ではないが、相当な約束があるやにも受け取れるわけですね。私も、全部税率を下げたものが値段にすぐそのまはね返るといふことは容易じゃないと思うのです、実際問題としては。そこで、一〇〇％はね返るもの、そうじゃないもの、あるわけですが、これは大体一〇〇％はね返る、こんなふうにして、たとえば入場税のときは掲示板までつくつてやっただけですが、今度はそういうことはあるのですか、何か。

○政府委員(塩崎潤君)　おっしゃる通りに、一〇〇％引き下がるもの、あるいはまた非常に在庫が多くて全部が引き下げは当分なかなかわずかしいが、しかしそれを繰り込んで引き下げよう、こういった業界もあることは御指摘のとおりでございませう。そこで、これは入場税まではいきません。これは製造者課税でございませうので、簡単に価格表示もできません。大体いままでの程度の税金が入つておるかかわらないものが相当あるわけでございますが、しかし、少なくとも百貨店等につきましては、わかるものにつぎましては店頭に表示するようなこと、それからまたブライス・カードまたはカタログに減税による価格の引き下げがあつた旨を、業界にひとつ勧奨いたしまして出しているというふうなことを、現在閣議了解の線に基づきまして、通産省が中心となりまして進めておる状況でございませう。

○成瀬權治君　ちょっと、閣議了解というお話が出たんですが、閣議了解というものはどういふことが閣議了解でございませうか。

○政府委員(塩崎潤君)　これは三十七年のときにも同じようなことをやりましたが、おっしゃる通りに、法律でこれは値下げを強制することは消費税の性格からできないのでございませう。しかしながら、税のたてまえから、紆余曲折はあるにいたしましても、長い目では消費者の負担というたてまえなら、値下げはすべきであらうということ、そういった税の精神に照らしまして、行政指導をする意味においての閣議了解が、今度の物品

税の改定の際に、ことしの二月八日の閣議了解の形でなされたのでございます。

○成瀬権治君 では、最後に一つ。新聞を見ますと、関税の問題があるんですけども、三十五条の問題ですね、何かOECDの中では日本にたいへん好意的な話も出ておるようですが、大づかみな見通しとしまして、大体日本に対していま二十二年国ぐらゐ差別待遇があるわけですね、どんなふうになっているのか、何か大臣のところへ話が来ておるものなら、この際お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 私、詳しいことは存じませんが、日本は八条国になった、そういうこととから、OECDの参加各国は非常に好意的に変わってきておるわけですね。ことに問題はヨーロッパ諸国にあるわけなんです。貿易の形ではいまでも、アメリカには三割から四割ぐらゐのシェアですね。アジア諸国も三割以上貿易をしておるわけです。それにもかかわらず、あれだけの人口とあれだけの所得、消費力を持っておるEECの諸国は、わずかに何%という貿易しかしていません。それは特にフランスとイタリアです。この二カ国が日本に対していろいろな制限をしているわけですね。ドイツは非常に改善されてきております。で、それらの国に対しては、日本のヨーロッパ外交としては非常に重点を置いて差別撤廃の努力をしておりますが、逐次実りつつある、こういう状況でございます。

○成瀬権治君 また、こまかい話は関係のお方から承るようにして、少なくとも日本の貿易構造を垂直貿易から水平貿易をふやさなければならぬということは当然なことだと思います。そこで、せっかく八条国に移行して、日本では思い切って九七、八%ですか、自由化してしまつたわけですね。それが、こういうときですから、輸出が不景気で何と言つたってプレッシャーがかかつておるから、私は成績は上がつておると思うが、これは好況に転換すればまた逆になつて出てくる。ですから、国際収支のほうから勘案して非常に

重要な問題だと思ふが、大臣も非常に関心があつてせっかく努力されたんですから、私はこういうことになつてきたと思うんですが、およそOECDの結論はそこで出たような形になつてきておる。これが今度いろいろなことをやられるのは個々の国との折衝になつてくるかと思ふが、そういうような経済外交という大綱のもとに動かれることだと思ひますけれども、そういうようなことは一体外務省だけの人間にまかせておくということになつておるのか。あそこにも大蔵関係の方が出ていたようですね。それから、たとえば問題になるフランスあるいはイタリアというようなところには、相当大蔵省関係から私は外交官に、何というか、駐在員というんですか参事官というんですか、そういう人を相当思い切つて出さなくてはならぬと思ふんですけれども、そういうようなことについて、何か大臣としてお考えになつておるのかどうか。いわゆるOECDの中の特にEECの關係に關連して、どういふようなことを考へて經濟外交を展開されようとしておるのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 通商の問題になりますと、所管はこれは通産省なんです。それから、その出先が外務省だ、こういう形になります。したがひまして、大蔵省は通商問題には直接な關係はないわけですね。しかし、とどのつまりは国際収支、これは大蔵省の所管です、ここにはね返つてくる問題でありますから、大所高所からのタッチはとつておるわけですね。ことにまあ閣議段階とかそういう段階になりますと、大蔵省もいろいろの主張をし、また提言もするわけなんです。が、しかし、まあ本来が責任官庁はだれかというところ、通産省と外務省でございます。

○成瀬権治君 いや、ちよつとそこのところわかりにくいんですが、OECDに出ていってこういうようなことをやられるのは大蔵省なんでしょう。

○委員長(徳永正利君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

五案につきましては、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、個人企業の完全給与制実施に関する請願(第二一九四号)

一、旧日本軍の爆発物による被害者に対する補償措置等に関する請願(第一一九五号)(第一二九七号)

第一一九四号 昭和四十一年三月十一日受理
個人企業の完全給与制実施に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ一〇全
国中小企業団体総連合内 水牧茂
一郎外百十名

紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

第一一九五号 昭和四十一年三月十一日受理
旧日本軍の爆発物による被害者に対する補償措置等に関する請願
請願者 北海道釧路市幣舞町一釧路市長
山口哲夫外二名

紹介議員 横川 正市君
北海道釧路市において発生した旧日本軍の爆発物による被害に対し、早急に補償措置を講ずるとともに、戦時中の不発爆弾等危険物の調査、発掘、処理を国の負担で行なわれない。

理由
一、昭和四十一年十月五日、当市立共栄小学校六年生が市内新富士海岸に炊事遠足をした際、漂着物の大爆発により死者四人、重傷者十二人、軽傷者二十人という大事故をひきおこしたが、この漂着物は、旧日本軍の爆破兵器であると警察当局も判断しており、国に故意、過失または行為の違法性があるといふにかかわらず、国のつくりだした危険状態に基づくものであるから、国が補償すべきものである。

二、また、戦争当時の武器、弾薬が漁網にかつたり、海岸で発見されたり、また戦時中の空襲による爆弾が民家の地下に埋没されているなど、きわめて危険な状態にあり、第二、第三の事故発生がないとはいえない。

第二二九七号 昭和四十一年三月十六日受理
旧日本軍の爆発物による被害者に対する補償措置等に関する請願
請願者 北海道釧路市幣舞町一釧路市議会
議長 牧野泰三外二名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一一九五号と同じである。

昭和四十一年四月二日印刷

昭和四十一年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局